

20231212保局第1号

高圧ガス保安法に基づく指定完成機関等の指定について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年12月21日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について等の一部を改正する規程

高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について（平成12・09・20立局第3号）、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323保局第5号）、特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）、高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328保局第2号）、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

## 附 則

この規程は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和5年1月21日）から施行する。

高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について等の一部を改正する規程

○高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について（平成 12・09・20 立局第 3 号）	1
○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323 保局第 5 号）	3
○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第 6 号）	5
○高圧ガス保安法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の 4 第 1 項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323 保局第 13 号）	14
○高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328 保局第 2 号）	15
○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 3 号）	16
○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 5 号）	22
○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第 1 号）	28

○高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について（平成12・09・20立局第3号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後			改正前		
高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について			高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について		
制定 平成12・09・20立局第3号 平成12年12月22日			制定 平成12・09・20立局第3号 平成12年12月22日		
改正 2023 保局第号 令和5年月日					
別紙9 指定審査評価表（検査組織等調査機関）			別紙9 指定審査評価表（検査組織等調査機関）		
審査項目	調査項目	判定基準	審査項目	調査項目	判定基準
指定の基準に関する事項 ① 検査組織等調査検査を実施する者の資格に関する事項	・ 統括検査組織等調査員の資格	1. ～5. [略] 6. 統括検査組織等調査員は、行おうとする検査組織等調査の区分に応じて規則第66条の4第1項各号に規定する資格を有する者であることを確認するとともに、以下の条件を満たす者であること。 1) 検査組織等調査機関の運営に関し十分意見を反映し得る役職にあること。 2) 検査組織等調査機関が常時雇用している職員（出向者を含む。）であること。 3) 経済産業大臣が定める研修を修了していること（規則第66条の2第1項第4号の4の区分を除く。）。	指定の基準に関する事項 ① 検査組織等調査検査を実施する者の資格に関する事項	・ 統括検査組織等調査員の資格	1. ～5. [略] 6. 統括検査組織等調査員は、行おうとする検査組織等調査の区分に応じて規則第66条の4第1項各号に規定する資格を有する者であることを確認するとともに、以下の条件を満たす者であること。 1) 検査組織等調査機関の運営に関し十分意見を反映し得る役職にあること。 2) 検査組織等調査機関が常時雇用している職員（出向者を含む。）であること。 3) 通商産業大臣が定める研修を修了していること。
② 検査組織等調査員の数等に関する事項	・ 検査組織等調査を実施する者の数	7. 統括検査組織等調査員1名が調査することができる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場は50以下であり、かつ、指定を受けようとする区分ごとに、兼務することなしに最低2名（規則第66条の2第1項第4号の4の区分にあつては、1名）の統括検査組織等調査員を確保できるよう要員を確保していること。	② 検査組織等調査員の数等に関する事項	・ 検査組織等調査を実施する者の数	7. 統括検査組織等調査員1名が調査することができる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場は50以下であり、かつ、指定を受けようとする区分ごとに、兼務することなしに最低2名の統括検査組織等調査員を確保できるよう要員を確保していること。
③～⑤ [略] ⑥ 技術的能力に関する事項	・ 技術的能力	8. ～11. [略] 12. <u>ISO/IEC17021-1の認定及びISO/IEC27006の認定を取得していること（規則第66条の2第1項第4号の4の区分に限る。）。</u>	③～⑤ [略] [新規]	[新規]	8. ～11. [略] [新規]
帳簿に関する事項	・ 帳簿	13. <u>規則第67条第3項に規定する帳簿の様式が定められていること。</u>	帳簿に関する事項	・ 帳簿	12. <u>規則第67条第3項に規定する帳簿の様式が定められていること。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿の保存体制</li> </ul>	<p>14. 帳簿は、検査組織等調査を実施した日から6年間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿の保存体制</li> </ul>	<p>13. 帳簿は、検査組織等調査を実施した日から6年間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。</p>
--	--	---	--	--	---

○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（20180323 保局第5号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これを削る。）

改 正 後	改 正 前																																																																			
<b>認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について</b> 制定 20180323 保局第5号 平成30年 3月30日 改正 20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日 20220323 保局第2号 令和 4年 4月 1日 2023 保局第 号 令和 5年 月 日	<b>認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について</b> 制定 20180323 保局第5号 平成30年 3月30日 改正 20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日 20220323 保局第2号 令和 4年 4月 1日																																																																			
<b>5. 認定の方法</b> (1) [略] (2) 次回検査時期の設定 保安検査の方法のうち、次回検査基準を定める場合には、「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)」(以下「次回検査時期設定基準」という。) <u>よることができる。</u>	<b>5. 認定の方法</b> (1) [略] (2) 次回検査時期の設定 保安検査の方法のうち、次回検査基準を定める場合には、「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)」(以下「次回検査時期設定基準」という。) <u>よることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u>																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">読み替える次回検査時期設定基準の規定</th> <th style="text-align: left;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: left;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 2. 1 c)</td> <td>3回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 3. 1 b)</td> <td>2年</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>3. 3. 2 b)</td> <td>3回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>3. 3. 2 b) 備考</td> <td>3回分</td> <td>5回分</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3. 3. 3</td> <td>2年</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>2年間</td> <td>4年間</td> </tr> <tr> <td>計3回分</td> <td>計5回分</td> </tr> <tr> <td>2年後</td> <td>4年後</td> </tr> <tr> <td>5. 1. 1</td> <td>0.5としている。</td> <td>0.5とする。</td> </tr> <tr> <td>図5. 1</td> <td>最大4年</td> <td>最大2年</td> </tr> <tr> <td>5. 2. 1 a) 1)</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>5. 2. 1 a) 2)</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>5. 2. 1 b) 1)</td> <td>4年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>5. 2. 2 b) 1)</td> <td>4年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>5. 2. 3 b) 1)</td> <td>4年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>5. 2. 4 b) 1)</td> <td>4年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>5. 4</td> <td>既定の次回検査時期を適用してもよい。開放検査時期の見直し例を、図5. 2に示す。</td> <td>既定の次回検査時期を適用してもよい。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6. 2. 2 a) 2)</td> <td>2年</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>2年間</td> <td>4年間</td> </tr> <tr> <td>計3回分</td> <td>計5回分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6. 3. 4 a) 2)</td> <td>2年</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>2年間</td> <td>4年間</td> </tr> <tr> <td>計3回分</td> <td>計5回分</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える次回検査時期設定基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2. 2. 1 c)	3回	5回	3. 3. 1 b)	2年	4年	3回	5回	3. 3. 2 b)	3回	5回	3. 3. 2 b) 備考	3回分	5回分	3. 3. 3	2年	4年	2年間	4年間	計3回分	計5回分	2年後	4年後	5. 1. 1	0.5としている。	0.5とする。	図5. 1	最大4年	最大2年	5. 2. 1 a) 1)	0.8	0.5	5. 2. 1 a) 2)	0.8	0.5	5. 2. 1 b) 1)	4年	2年	5. 2. 2 b) 1)	4年	2年	5. 2. 3 b) 1)	4年	2年	5. 2. 4 b) 1)	4年	2年	5. 4	既定の次回検査時期を適用してもよい。開放検査時期の見直し例を、図5. 2に示す。	既定の次回検査時期を適用してもよい。	6. 2. 2 a) 2)	2年	4年	2年間	4年間	計3回分	計5回分	6. 3. 4 a) 2)	2年	4年	2年間	4年間	計3回分	計5回分
読み替える次回検査時期設定基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																																																		
2. 2. 1 c)	3回	5回																																																																		
3. 3. 1 b)	2年	4年																																																																		
	3回	5回																																																																		
3. 3. 2 b)	3回	5回																																																																		
3. 3. 2 b) 備考	3回分	5回分																																																																		
3. 3. 3	2年	4年																																																																		
	2年間	4年間																																																																		
	計3回分	計5回分																																																																		
	2年後	4年後																																																																		
5. 1. 1	0.5としている。	0.5とする。																																																																		
図5. 1	最大4年	最大2年																																																																		
5. 2. 1 a) 1)	0.8	0.5																																																																		
5. 2. 1 a) 2)	0.8	0.5																																																																		
5. 2. 1 b) 1)	4年	2年																																																																		
5. 2. 2 b) 1)	4年	2年																																																																		
5. 2. 3 b) 1)	4年	2年																																																																		
5. 2. 4 b) 1)	4年	2年																																																																		
5. 4	既定の次回検査時期を適用してもよい。開放検査時期の見直し例を、図5. 2に示す。	既定の次回検査時期を適用してもよい。																																																																		
6. 2. 2 a) 2)	2年	4年																																																																		
	2年間	4年間																																																																		
	計3回分	計5回分																																																																		
6. 3. 4 a) 2)	2年	4年																																																																		
	2年間	4年間																																																																		
	計3回分	計5回分																																																																		

(3) [略]

(3) [略]

○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第6号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後				改正前			
<b>特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について</b>				<b>特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について</b>			
	制定	20180323 保局第6号	平成30年 3月30日		制定	20180323 保局第6号	平成30年 3月30日
	改正	20190606 保局第1号	令和 元年 6月14日		改正	20190606 保局第1号	令和 元年 6月14日
		20191118 保局第2号	令和 元年11月29日			20191118 保局第2号	令和 元年11月29日
		20200608 保局第2号	令和 2年 6月26日			20200608 保局第2号	令和 2年 6月26日
		20201218 保局第1号	令和 2年12月25日			20201218 保局第1号	令和 2年12月25日
		20220323 保局第2号	令和 4年 4月 1日			20220323 保局第2号	令和 4年 4月 1日
		2023 保局第 号	令和 5年 月 日				
<b>I. 特定認定事業者について</b>				<b>I. 特定認定事業者について</b>			
<b>7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について</b>				<b>7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について</b>			
<p>液石則第92条の3、一般則第94条の3又はコンビ則第49条の3で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。</p> <p>なお、判断の視点における詳細事項は例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。</p> <p>また、特定認定事業者に関する認定にあたっては、液石則第92条の3第6号、一般則第94条の3第6号又はコンビ則第49条の3第6号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。</p>				<p>液石則第92条の3、一般則第94条の3又はコンビ則第49条の3で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。</p> <p>なお、判断の視点における詳細事項は例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。</p> <p>また、特定認定事業者に関する認定にあたっては、液石則第92条の3第6号、一般則第94条の3第6号又はコンビ則第49条の3第6号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。</p>			
認定の 基準	判断の 視点		解釈	認定の 基準	判断の 視点		解釈
	項目	詳細事項			項目	詳細事項	
一 [略]	[略]	[略]	[略]	一 [略]	[略]	[略]	[略]
二 先進 的な技 術を適 切に活 用して いるこ と	1 先進 的な技 術の導 入	イ IoT 及びビッグデータ等 の先進的な技術の導入 (1)～(4) [略] [削る]	(1-1)～(4) [略] [削る]	二 先進 的な技 術を適 切に活 用して いるこ と	1 先進 的な技 術の導 入	イ IoT 及びビッグデータ等 の先進的な技術の導入 (1)～(4) [略] <u>(5) 外部からのモニター を適切に受けていること</u>	(1-1)～(4) [略] <u>(5) 毎年、経済産業省への報 告書の提出等、先進的な技術 の導入により保安を適切に維 持できていること及び効果が 表れていることについて、そ の確認を受けていること</u>
三・四 [略]	[略]	[略]	[略]	三・四 [略]	[略]	[略]	[略]
五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき	1 [略]	[略]	[略]	五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき	1 [略]	[略]	[略]
	2 長期開放検査周 期設定の評価体制 (対象損傷 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022) で規 定する減肉であっ	イ KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022) に加え、次の(1) から(5)までを実施できる 体制の整備 (1)～(4) [略] [削る]	(1)～(4) [略] [削る]		2 長期開放検査周 期設定の評価体制 (対象損傷 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022) で規 定する減肉であっ	イ KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022) に加え、次の(1) から(6)までを実施できる 体制の整備 (1)～(4) [略] <u>(5) 余寿命の算出に必要</u>	(1)～(4) [略] <u>(5) 設備ごと(部位により異</u>



る体制を整備していること	て、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ①～⑥ [略]
--------------	---	---	--

る体制を整備していること	て、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	なデータ（設備の材料、厚さ測定記録等）及び腐食環境に関するデータ等を定期的に協会に提出すること (6) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	なる場合はその部位ごとの材料、最小厚さ、厚さ測定記録等のデータ及び腐食環境に関するデータ（(1)で定めた監視項目のデータ）等を毎年協会に提出すること (6) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ①～⑥ [略]
--------------	---	--	--

**II. 自主保安高度化事業者**

**2. 自主保安高度化事業者に関する認定の申請手続き**

- (1) 自主保安高度化事業者に関する認定の申請をしようとする者（以下「自主保安高度化申請者」という。）は、様式第5の自主保安高度化事業者認定申請書に次に掲げる書類を添えて、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- ①～③ [略]
- (2) 産業保安監督部長は、(1)の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事に送付するものとする。ただし、(1)の申請が電子申請である場合は、これを要しない。
- (3) 4. (3)の開放検査時期の設定に関する認定は、(4)で定めるところにより、自主保安高度化事業者又は自主保安高度化申請者であって、当該認定を受けようとする者の申請により行う。
- (4) (3)の認定を申請しようとする者（以下「自主保安高度化開放検査時期設定認定申請者」という。）は、様式第5の2の自主保安高度化開放検査時期設定認定申請書に次に掲げる書類を添えて、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、自主保安高度化申請者は①及び②に掲げる書類の添付を省略することができ、自主保安高度化事業者は2. (1)の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。
- ① 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所又は第一種貯蔵所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図
- ② 認定に係る法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る自主保安高度化申請者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図
- ③ 3の2.の協会が行う自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合することについての調査（以下「自主保安高度化開放検査時期設定調査」という。）の結果
- (5) (3)の申請は、開放検査時期の設定を行う特定施設を明らかにして行わなければならない。
- (6) (2)の規定は(3)の申請に準用する。

**3. 自主保安高度化調査の方法**

- (1) [略]
- (2) 自主保安高度化調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第6の自主保安高度化事業者調査申請書に2. (1) ①及び②に掲げる書類並びに5. (1)に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。
- (3) [略]
- (4) (3)の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、5. (1)に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満

**II. 自主保安高度化事業者**

**2. 自主保安高度化事業者に関する認定の申請手続き**

- (1) 自主保安高度化事業者に関する認定の申請をしようとする者（以下「自主保安高度化申請者」という。）は、様式第5の自主保安高度化事業者認定申請書正本1通及び副本2通に次に掲げる書類を添えて、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- ①～③ [略]
- (2) 産業保安監督部長は、(1)の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事に送付するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

**3. 自主保安高度化調査の方法**

- (1) [略]
- (2) 自主保安高度化調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第6の自主保安高度化事業者調査申請書に2. (1) ①及び②に掲げる書類並びに5. に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。
- (3) [略]
- (4) (3)の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、5. に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満すこ

たすことを確認する方法による調査をいう。

(5) 自主保安高度化調査を申請しようとする者は、(4)の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、5.(1)に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を(2)に定める書類に添えて提出するものとする。

(6) 協会は、自主保安高度化調査を行った結果、5.(1)に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第7の自主保安高度化事業者調査証を交付するものとする。

### 3の2. 自主保安高度化開放検査時期設定調査の方法

(1) 協会は、(2)に規定する申請に基づき、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに5.(2)に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合することについて、調査を行うこととする。

(2) 自主保安高度化開放検査時期設定調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第6の2の自主保安高度化開放検査時期設定調査申請書に2.(4)①及び②に掲げる書類並びに5.(2)に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。

(3) (1)の規定により協会が行う自主保安高度化開放検査時期設定調査は、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

(4) (3)の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、5.(2)に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

(5) 協会が(4)の調査を実施する場合、自主保安高度化開放検査時期設定認定申請者は、(2)に定める書類に加え、5.(2)に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を提出しなければならない。

(6) 協会は、自主保安高度化開放検査時期設定調査を行った結果、申請の内容が5.(2)に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第7の2の自主保安高度化開放検査時期設定調査証を交付するものとする。

### 4. 自主保安高度化事業者に関する認定の方法等

#### (1) 自主保安高度化事業者認定証の交付

経済産業大臣は、2.(1)の申請内容が、5.(1)に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第8の自主保安高度化事業者認定証を交付するものとする。

#### (2) 自主保安高度化開放検査時期設定認定証の交付

経済産業大臣は、2.(3)の申請内容が、5.(2)に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第8の2の自主保安高度化開放検査時期設定認定証を交付するものとする。

#### (3) 開放検査時期の設定

自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定を受けた者は、対象設備における損傷がKHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)において規定する減肉である場合には、当該設備について実施する開放検査の検査時期をKHK/PAJ/JPCA S 0851 (2022)に基づいて設定することができる。

### 5. 自主保安高度化事業者に関する認定の基準

(1) 自主保安高度化事業者に関する認定の基準は、別添1のとおりとする。

(2) 自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準は、別添2のとおりとする。

### 6. 欠格条項

(1) 次のいずれかに該当する者は、自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定を受けることができない。

とを確認する方法による調査をいう。

(5) 自主保安高度化調査を申請しようとする者は、(4)の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、5.に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を(2)に定める書類に添えて提出するものとする。

(6) 協会は、自主保安高度化調査を行った結果、5.に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第7の自主保安高度化事業者調査証を交付するものとする。

[新設]

### 4. 自主保安高度化事業者に関する認定の方法

[新設]

経済産業大臣は、2.(1)の申請内容が、5.に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第8の自主保安高度化事業者認定証を交付するものとする。

[新設]

[新設]

### 5. 自主保安高度化事業者に関する認定の基準

自主保安高度化事業者に関する認定の基準は、別添のとおりとする。

[新設]

### 6. 欠格条項

(1) 次のいずれかに該当する者は、自主保安高度化事業者に関する認定を受けることができない。

①～⑥ [略]  
(2)～(4) [略]

#### 7. 自主保安高度化事業者に関する認定の更新

- (1) 自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) 1. から5. までの規定は、自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の更新に準用する。この場合において、申請時に添付しなければならない書類のうち、既に提出したものと変更がないものについては、その添付を省略することができる。

#### 8. 変更の届出

- (1) 自主保安高度化事業者は、2. (1) 又は(4)に規定する書類に記載された事項の変更であつて、当該変更の内容が5. (1) 又は(2)に掲げる自主保安高度化事業者に関する認定の基準に直接関係があると認められる場合には、様式第9の自主保安高度化事業者変更届に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- (2) 産業保安監督部長は、(1)の申請書(添付書類を含む。)のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事に送付するものとする。ただし、(1)の申請が電子申請である場合は、これを要しない。

#### 9. 自主保安高度化事業者に関する認定の取消し等

- (1) 経済産業大臣は、自主保安高度化事業者が次のいずれかに該当するときは、自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定を取り消すことができる。
- ①～⑧ [略]
- (2)・(3) [略]
- (4) 法第38条第1項の規定により法第5条第1項又は法第16条第1項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所に係る自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定は、その効力を失う。
- (5) 自主保安高度化事業者に関する認定が取り消された場合、自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定は、その効力を失う。

別添1 [略]  
第一条～第十三条 [略]

#### 別添2

- 自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準を以下のとおり定める。
- 第一条 事業所は、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、かつ、確実に実施すること。
- 一 機器の寿命管理に関する事項  
文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録を解析し、その解析結果を踏まえて機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した寿命管理や補修を行うこと。
- 二 開放検査体制に関する事項  
(1) 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項  
(2) 開放検査方法に関する事項  
(3) 各機器の取替え時期の決定に関する事項  
(4) その他開放検査の実施に当たって必要な事項
- 三 検査記録等の活用に関する事項  
保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できること。
- 第二条 事業所は、前条に掲げる事項を実施する際の責任の所在及び担当組織を明確に定め、かつ文書化すること。ただし、事業所が前条のうち一及び二(1)～(3)に掲げる事項を実施する際に関係会社又は

①～⑥ [略]  
(2)～(4) [略]

#### 7. 自主保安高度化事業者に関する認定の更新

- (1) 自主保安高度化事業者に関する認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) 1. から5. までの規定は、自主保安高度化事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

#### 8. 変更の届出

- (1) 自主保安高度化事業者は、2. (1)に規定する書類に記載された事項の変更であつて、当該変更の内容が5. に掲げる自主保安高度化事業者に関する認定の基準に直接関係があると認められる場合には、様式第9の自主保安高度化事業者変更届書正本1通及び副本2通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- (2) 産業保安監督部長は、(1)の申請書(添付書類を含む。)のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事に送付するものとする。

#### 9. 自主保安高度化事業者に関する認定の取消し等

- (1) 経済産業大臣は、自主保安高度化事業者が次のいずれかに該当するときは、自主保安高度化事業者に関する認定を取り消すことができる。
- ①～⑧ [略]
- (2)・(3) [略]
- (4) 法第38条第1項の規定により法第5条第1項又は法第16条第1項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所に係る自主保安高度化事業者に関する認定は、その効力を失う。
- [新設]

別添 [略]  
第一条～第十三条 [略]

[新設]

協力会社を活用する場合には、当該事項を実施する際の責任の所在は当該事業所にあることを要する。

様式5の次に様式5の2を加え、様式6の次に様式6の2を加え、様式7の次に様式7の2を加え、様式8の次に様式8の2を加える。

様式5の2（Ⅱ2.（4）関係）

自主保安高度化 開放検査時期設定認定申請書	液石 一般 特定	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
開放検査時期の設定 を行う特定施設			
自主保安高度化 開放検査時期設定調査証 交付年月日及び調査証番号	<p style="text-align: center;">年 月 日                  高压ガス保安協会 第 号</p>		

年 月 日

代表者 氏名

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 自主保安高度化開放検査時期設定調査証交付年月日及び調査証番号の欄は、高压ガス保安協会が実施する調査を受けた場合に限り記載すること。

様式6の2（Ⅱ3の2.（2）関係）

自主保安高度化 開放検査時期設定調査申請書	液石 一般 特定	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
開放検査時期の設定 を行う特定施設			

年 月 日

代表者 氏名

高圧ガス保安協会 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式7の2（Ⅱ3の2.（6）関係）

自主保安高度化開放検査時期設定調査証		液石 一般 特定
名称（事業所の名称を含む。）		
事務所（本社）所在地		
事業所所在地		
調査の種類		
開放検査時期の設定 を行う特定施設		
自主保安高度認定調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号	
備 考		

年 月 日

高圧ガス保安協会

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式 8 の 2 ( II 4 . ( 2 ) 関係 )

自主保安高度化開放検査時期設定認定証		液石 一般 特定
名称 ( 事業所の名称を含む。 )		
事務所 ( 本社 ) 所在地		
事業所所在地		
認定の種類		
開放検査時期の設定 を行う特定施設		
認定年月日及び認定番号	年	月 日 第 号
認定の有効期間		
備考		

年 月 日

経済産業大臣

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。



○高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p><b>高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて</b></p> <p>制定 20180323保局第13号 平成30年 3月30日            改正 20210201保局第1号 令和3年 2月22日            2023 保局第 号 令和5年 月 日</p>	<p><b>高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて</b></p> <p>制定 20180323保局第13号 平成30年 3月30日            改正 20210201保局第1号 令和3年 2月22日</p>
<p>2. 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」について</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0804(2022)ベローズ形伸縮管継手の基準」及び「KHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準」(両基準とも対象は金属製の可とう管のみ)に基づく検査に合格した可とう管は、液石則第16条第1項第1号、一般則第15条第1項第1号又はコンビ則第14条第1項第1号の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」に該当する。</p> <p>10. <u>液石則第16条第1項第1号の2、一般則第15条第1項第1号の2及びコンビ則第14条第1項第1号の2の「保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え」とは、特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管の取替えを含むものとする。</u></p> <p>11. <u>液石則第16条第1項第1号の3、一般則第15条第1項第1号の3及びコンビ則第14条第1項第1号の3の「開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事」には、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ又はカップリング接合等を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置の工事及び開放検査終了後の撤去の工事を</u>含むものとする。</p> <p>[削る]</p> <p>12. <u>液石則第16条第1項第4号の2、一般則第15条第1項第4号の2及びコンビ則第14条第1項第4号の2の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、以下に掲げる変更の工事以外のものをいう。</u></p> <p>(1) <u>製造施設の処理能力を一日百立方メートル(不活性ガス又は空気にあつては三百立方メートル)以上に変更する工事</u></p> <p>(2) <u>耐震設計構造物を新設する工事</u></p> <p>(3) <u>耐震設計構造物への変更の工事</u></p> <p>13. 許可及び届出の不要な工事について</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管へのプラグ打ち</u></p> <p>(8) <u>(7)に伴う伝熱管の切断又は撤去</u></p>	<p>2. 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」について</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準」(対象は金属製の可とう管のみ)に基づく検査に合格した可とう管は、液石則第16条第1項第1号、一般則第15条第1項第1号又はコンビ則第14条第1項第1号の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」に該当する。</p> <p>10. <u>特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えについては、軽微な変更の工事に該当するものとする。</u></p> <p>11. <u>高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事については、軽微な変更の工事に該当するものとする。</u></p> <p>12. <u>液石則第34条第2号、一般則第33条第2号及びコンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備の変更の工事は、軽微な変更の工事に該当するものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>13. 許可及び届出の不要な工事について</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

○高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328 保局第2号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領
制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日 改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日 20200619 保局第2号 令和 2年 7月 1日 20200727 保局第1号 令和 2年 8月 4日 20230316 保局第1号 令和 5年 4月 1日 2023 保局第 号 令和 5年 月 日	制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日 改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日 20200619 保局第2号 令和 2年 7月 1日 20200727 保局第1号 令和 2年 8月 4日 20230316 保局第1号 令和 5年 4月 1日
(様式1)	(様式1)
事 故 発 生 原 因 (主◎、副○) 1. 設計不良 2. 製作不良 3. 施工管理不良 4. 腐食管理不良 5. 検査管理不良 6. 点検不良 7. 締結管理不良 8. シール管理不良 9. 容器管理不良 10. 組織運営不良 11. 操作基準等の不備 12. 情報伝達の不備 13. 誤操作、誤判断、認知確認ミス 14. 不良行為 15. 自然災害(台風、地震、その他( )) 16. 交通事故(他損、自損) 17. システム障害・サイバー攻撃 18. その他( )	事 故 発 生 原 因 (主◎、副○) 1. 設計不良 2. 製作不良 3. 施工管理不良 4. 腐食管理不良 5. 検査管理不良 6. 点検不良 7. 締結管理不良 8. シール管理不良 9. 容器管理不良 10. 組織運営不良 11. 操作基準等の不備 12. 情報伝達の不備 13. 誤操作、誤判断、認知確認ミス 14. 不良行為 15. 自然災害(台風、地震、その他( )) 16. 交通事故(他損、自損) 17. その他( )

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第3号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<b>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606 保局第3号 令和元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和2年11月 4日 20210201 保局第1号 令和3年 2月22日 20210308 保局第2号 令和3年 3月29日 20210324 保局第2号 令和3年 3月30日 2023 保局第 号 令和5年 月 日	<b>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606 保局第3号 令和元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和2年11月 4日 20210201 保局第1号 令和3年 2月22日 20210308 保局第2号 令和3年 3月29日 20210324 保局第2号 令和3年 3月30日
別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準	別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準
<u>13の3. 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けることと同程度の効果が得られる安全弁及びその放出管（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）</u>	[新設]
規則関係条項 <u>第7条の3第2項第10号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第2項第2号イ、第11条第1項第5号、第12条の3第2項第3号イ、第22条第4号、第23条第2項第1号</u>	
<u>蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けることと同程度の効果が得られる安全弁及びその放出管は、本基準「13. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置」及び「14. 安全弁、破裂板及び圧力リリーフ弁の放出管開口部の位置」の基準によるほか、次の各号の基準に適合するものとする。</u> <u>1. 安全装置は、バネ式安全弁（揚程式のものに限る。）であって、吹始め圧力が95MPa以下、吹止り圧力が80MPa以上、規定吹き出し量が次に掲げるいずれかの値であること。</u> <u>1.1 放出管の開口部と敷地境界の距離が8m以上である場合は、300kg/h以下。</u> <u>1.2 放出管の開口部と敷地境界の距離が6m以上8m未満である場合は、100kg/h以下。</u> <u>2. 放出管は、その開口部が鉛直上方に向けガスを放出するよう設けられていること。</u>	
<u>13の4. 蓄圧器に設ける熱作動式安全弁（移動式圧縮水素スタンド）</u> [略]	<u>13の3. 蓄圧器に設ける熱作動式安全弁</u> [略]
19の2. ガスを自動的に閉止する遮断措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド） [略] 圧縮水素スタンドの貯槽（蓄圧器を含む。）及び移動式圧縮水素スタンドの容器（蓄圧器を含む。）に取り付けた配管に講ずる遮断措置は、次に掲げる基準によるものとする（図参照のこと）。 1.・2. [略]	19の2. ガスを自動的に閉止する遮断措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド） [略] 圧縮水素スタンドの貯槽（蓄圧器を含む。）及び移動式圧縮水素スタンドの容器（蓄圧器を含む。）に講ずる遮断措置は、次に掲げる基準によるものとする。 1.・2. [略]

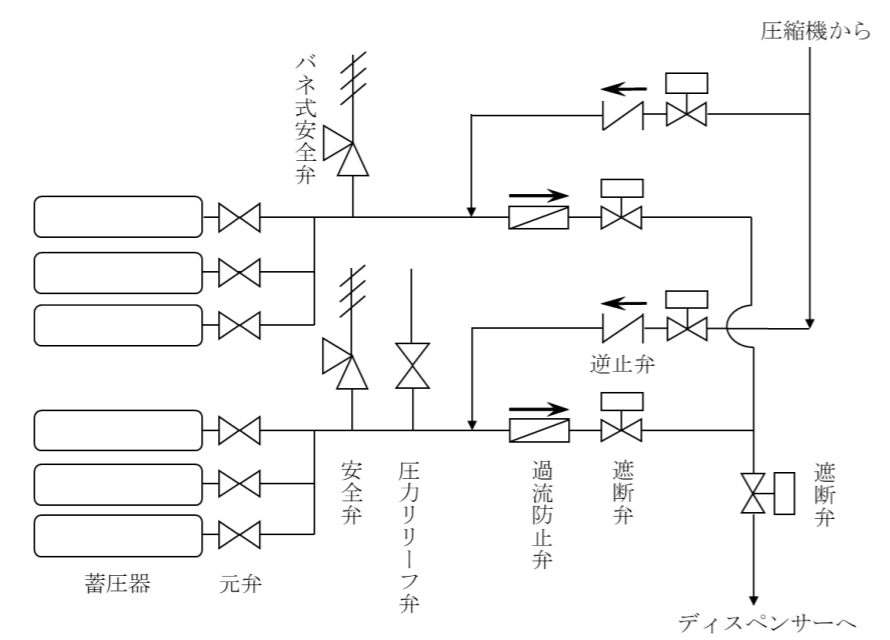
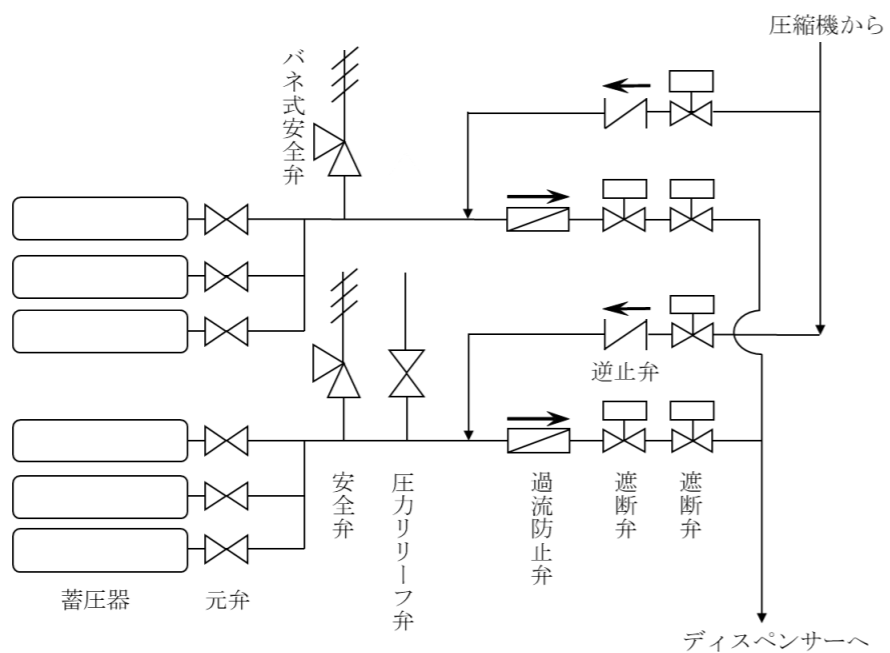


図 蓄圧器の場合の遮断措置（遮断弁）の例

49. 設備の点検・異常確認時の措置  
[略]

- 1.・2. [略]
- 3. 第7条の3第2項、第7条の4第1項、第2項及び第12条の2第2項の圧縮水素スタンドの使用開始時には、1.及び2.の点検に加え、次の基準による圧力保持試験により異常の有無を点検するものとする。
  - 3.1 圧力保持試験を行う対象は、次の3区間とする。

[新設]

49. 設備の点検・異常確認時の措置  
[略]

- 1.・2. [略]
- 3. 第7条の3第2項、第7条の4第1項、第2項及び第12条の2第2項の圧縮水素スタンドの使用開始時には、1.及び2.の点検に加え、次の基準による圧力保持試験により異常の有無を点検するものとする。
  - 3.1 圧力保持試験を行う対象は、次の3区分とする。

- (1) 蓄圧器又は圧縮水素供給用の充填容器等（以下「蓄圧器等」という。）から蓄圧器等に取り付けた配管に設けられた遮断弁（以下「蓄圧器等出口遮断弁」という。）まで（蓄圧器入口遮断弁の下流側を含む。）。
- (2) 蓄圧器等出口遮断弁からディスペンサーに設けられた遮断弁まで。
- (3) ディスペンサーに設けられた遮断弁から充填ホース先端のカップリングの弁まで。
- 3.2 圧力保持試験の手順は以下とする。
- (1) 蓄圧器入口遮断弁及びカップリングの弁は閉止したまま、蓄圧器等出口遮断弁及びディスペンサーに設けられた遮断弁を開け、蓄圧器等にある圧縮水素の圧力で全ての区間を満たす。
- (2)・(3) [略]
- (4) 上記3.1(1)の区間については、運転停止時に当該区間の遮断弁を閉止した時から運転開始時までの間の圧力変動の有無により判定する。
- 3.3 [略]
- 4.・5. [略]

## 55の2. 過充填防止のための措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

[略]

圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器（以下単に「燃料装置用容器」という。）に圧縮水素を充填するときの過充填防止のための措置は、次に掲げる基準によるものとする。

1. 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置用容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けること。あらかじめ定める圧力は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成26年10月10日一般財団法人石油エネルギー技術センター）、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)」（平成28年3月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2021)」（令和3年9月13日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2023)」（令和5年4月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従うこと。
2. ~5. [略]

## 59の4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

[略]

圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときには、次の基準に従って行うものとする。

1. ディスペンサーに設けた圧力発信器により圧力上昇率を監視し、外気温度に応じた圧力上昇率で充填を行うよう自動的に制御することにより、流量を制限すること。また、充填途中に、圧力許容範囲を逸脱した場合（充填開始直後及びバンク切替に伴う一時的な圧力の変動によるものを除く。）に、自動的に充填を停止する装置を設けること。なお、圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成26年10月10日一般財団法人石油エネルギー技術センター）、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)」（平成28年3月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2021)」（令和3年9月13日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2023)」（令和5年4月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従いあらかじめ設定すること。
- 2.・3. [略]

## 59の5. 蓄圧器等とディスペンサーとの間の配管に設ける大量流出防止措置

- (1) 蓄圧器及び圧縮水素供給用の容器等（以下「蓄圧器等」という。）から蓄圧器等の出口に設けられた遮断弁まで（蓄圧器入口遮断弁の下流側を含む。）。
- (2) 蓄圧器等の出口に設けられた遮断弁からディスペンサーに設けられた遮断弁までの配管。
- (3) ディスペンサーに設けられた遮断弁から充填ホース先端のカップリングまで。
- 3.2 圧力保持試験の手順は以下とする。
- (1) カップリングの弁は閉止したまま、蓄圧器等の出口及びディスペンサーに設けられた遮断弁を開け、蓄圧器等にある圧縮水素の圧力で対象の3区分を満たす。
- (2)・(3) [略]
- (4) 蓄圧器等から蓄圧器等の出口に設けられた遮断弁までの区間については、運転停止時に当該区分の遮断弁を閉止した時から運転開始時までの間の圧力変動の有無により判定する。
- 3.3 [略]
- 4.・5. [略]

## 55の2. 過充填防止のための措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

[略]

圧縮水素を燃料として使用する車両に搭載された燃料装置用容器（以下単に「燃料装置用容器」という。）に圧縮水素を充填するときの過充填防止のための措置は、次に掲げる基準によるものとする。

1. 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置用容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けること。あらかじめ定める圧力は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成26年10月10日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S0003(2016)」（平成28年3月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従うこと。
2. ~5. [略]

## 59の4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

[略]

圧縮水素を燃料装置用容器に充填するときには、次の基準に従って行うものとする。

1. ディスペンサーに設けた圧力発信器により圧力上昇率を監視し、外気温度に応じた圧力上昇率で充填を行うよう自動的に制御することにより、流量を制限すること。また、充填途中に、圧力許容範囲を逸脱した場合（充填開始直後及びバンク切替に伴う一時的な圧力の変動によるものを除く。）に、自動的に充填を停止する装置を設けること。なお、圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成26年10月10日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)」（平成28年3月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従いあらかじめ設定すること。
- 2.・3. [略]

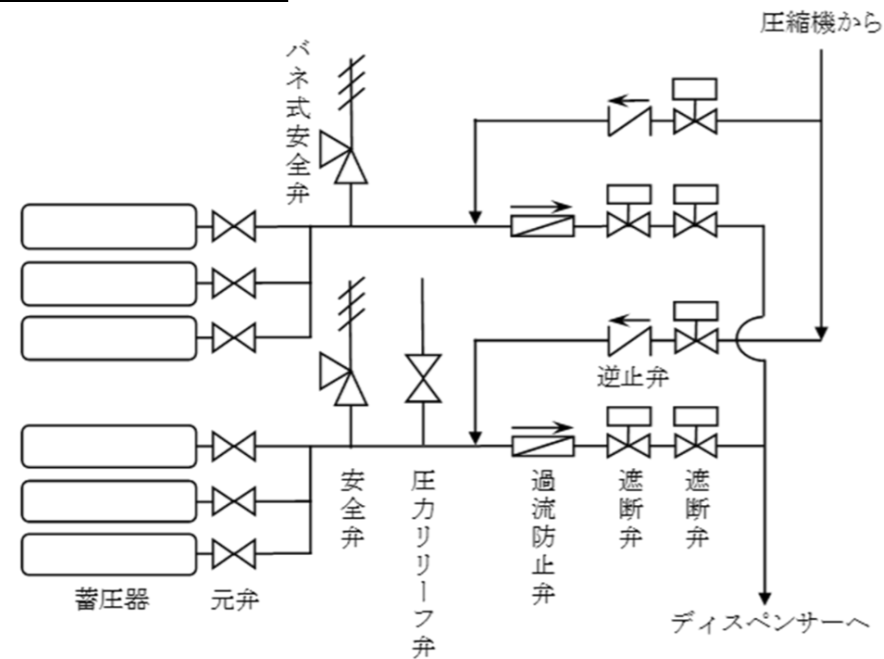
## 59の5. 蓄圧器出口等に設ける大量流出防止措置

(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

[略]

蓄圧器又は圧縮水素供給用の充填容器等（以下「蓄圧器等」という。）とディスペンサーとの間の配管に設ける圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置（以下「大量流出防止措置」という。）は、次に掲げる基準によるものとする。

1. 大量流出防止措置は、過流防止弁又はオリフィスを設置すること。
2. 蓄圧器等とディスペンサーとの間の配管に設ける過流防止弁又はオリフィスの設置場所は、蓄圧器等の元弁以降のできる限り蓄圧器に近い位置とすること。ただし、大量流出防止措置が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこと。図1にその例を示す。
3. 過流防止弁は、次の基準に適合するものであること。
  - (1) [略]
  - (2) 蓄圧器等とディスペンサーとの間の配管に設ける過流防止弁は、その通過する圧縮水素の流量が下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素へ充填する場合の流量の3倍に達したときに確実に作動するものであること。
4. 蓄圧器等とディスペンサーとの間の配管に設けるオリフィスは、その通過する圧縮水素の流量を60g/sec以下にするものであること。



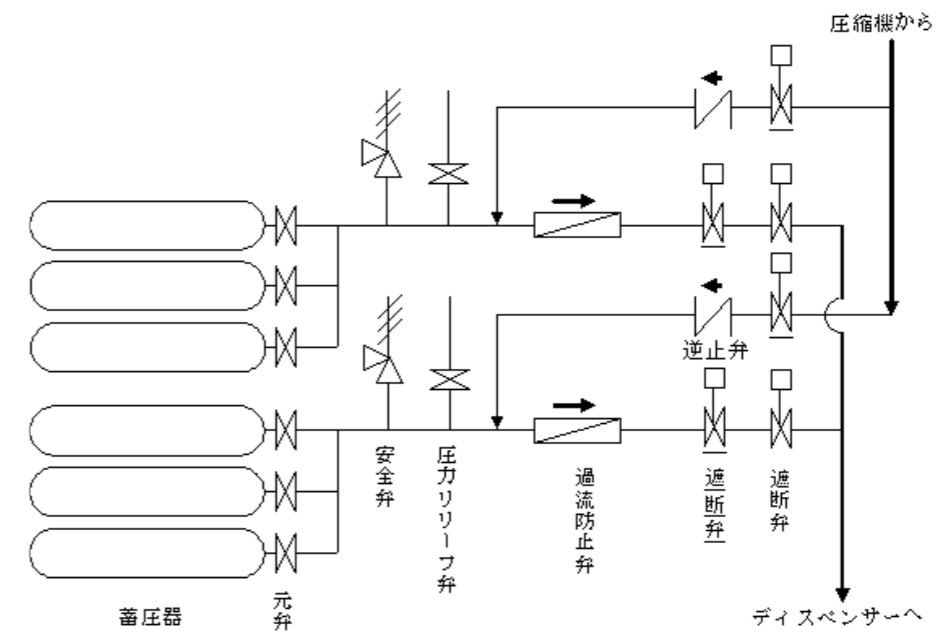
(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

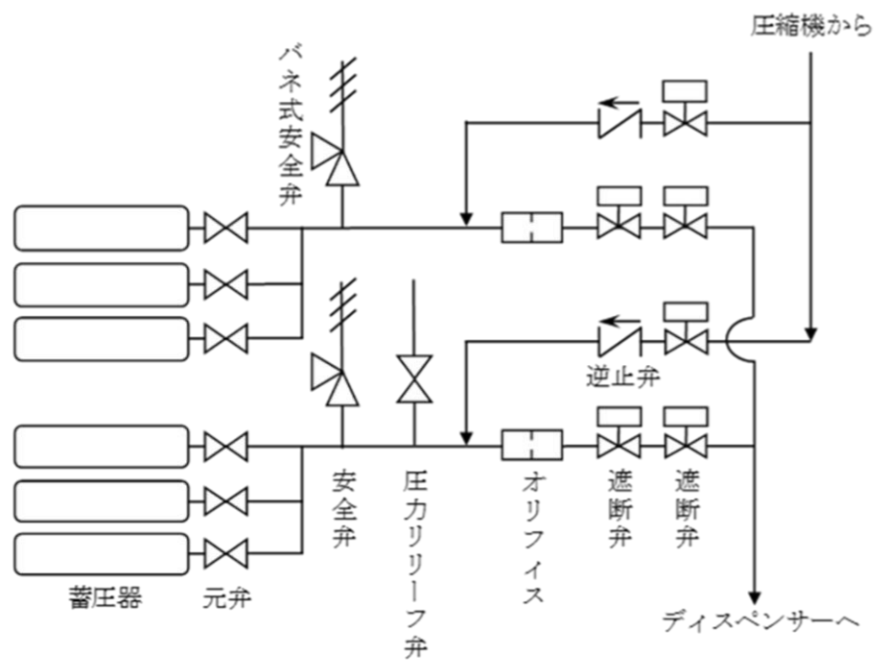
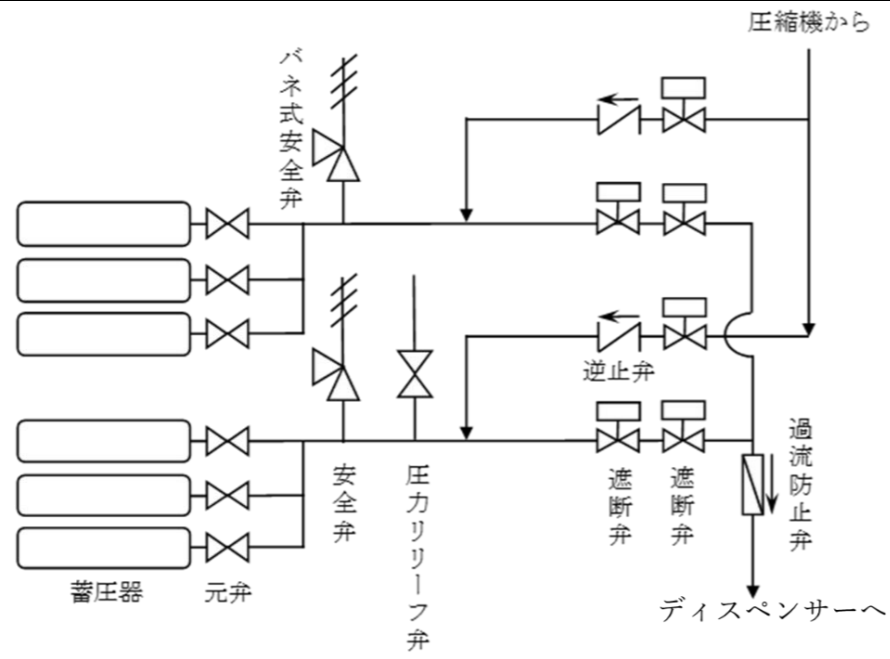
[略]

蓄圧器の出口又は充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管に設ける圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置（以下「大量流出防止措置」という。）は、次に掲げる基準によるものとする。

1. 大量流出防止措置は、過流防止弁を設置すること。
2. 蓄圧器の出口に設ける過流防止弁の設置場所は、できるだけ蓄圧器に近づけること。ただし、大量流出防止措置が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこと。図1にその例を示す。
3. 過流防止弁は、次の基準に適合するものであること。
  - (1) [略]
  - (2) 蓄圧器の出口に設ける過流防止弁は、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動すること。

[新設]





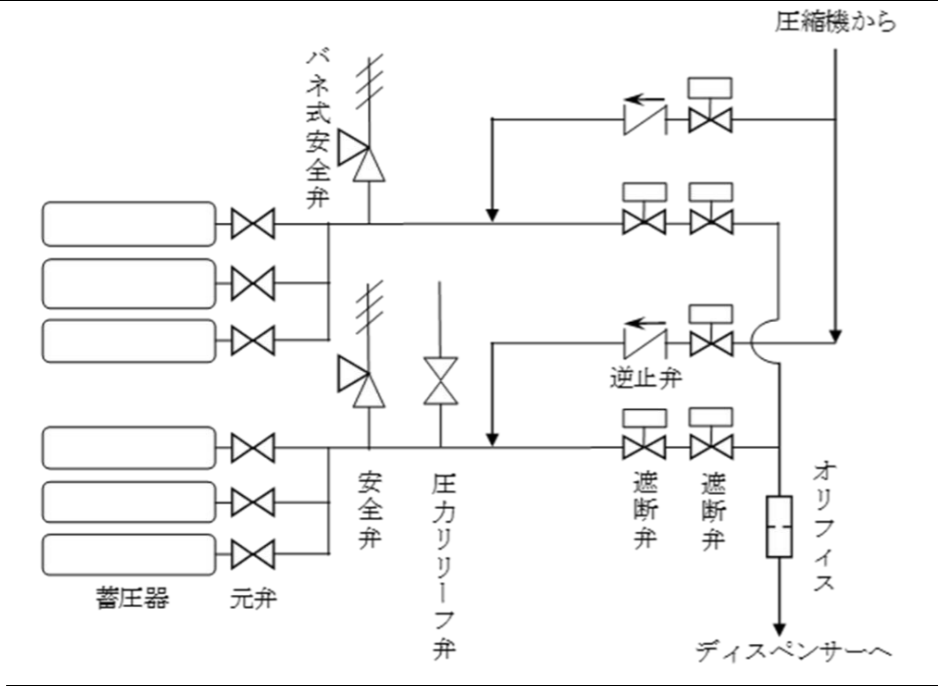


図1  
図2・3 [略]

59の6. 蓄圧器、圧縮水素の供給を遮断する装置等の同一フレーム内への設置措置  
(圧縮水素スタンド)

[略]

1. 圧縮水素の蓄圧器、蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等とは、蓄圧器、蓄圧器の元弁以降のできる限り蓄圧器に近い位置に設けられる安全弁、圧力リリーフ弁、圧力計、過流防止弁、オリフィス、遮断弁、逆止弁及びこれらに取り付けられた部分の配管とする。ただし、安全弁及び圧力リリーフ弁に接続した放出管を除く。
2. [略]

図1 [略]

59の10. 蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出する方法 (圧縮水素スタンド)

[略]

蓄圧器が危険な状態となったときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための措置は、次の基準によるものとする。

1. 圧縮水素を放出するための弁を、蓄圧器とディスペンサーとの間の配管に設けた過流防止弁、オリフィス、遮断弁のうち、最も蓄圧器側に位置しているものと蓄圧器の間に設置することとし、その出口側は本基準14.の放出管に接続すること。
2. 圧縮水素を放出するための弁を手動弁とすること。  
ただし、緊急時に手動弁の操作をすみやかに行うことが困難と予想される場合には、当該手動弁に加え、当該蓄圧器に有効な遠隔操作弁、溶栓式安全弁又は計器室から操作可能な圧力リリーフ弁のいずれかを併設し、これらにより圧縮水素を放出できるようにすること。

図1  
図2・3 [略]

59の6. 蓄圧器及び圧縮水素の供給を遮断する装置等の同一フレーム内への設置措置  
(圧縮水素スタンド)

[略]

1. 圧縮水素の蓄圧器及び蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等とは、蓄圧器、蓄圧器出口から遮断弁までの間に設置される安全弁、圧力リリーフ弁、圧力計、過流防止弁、逆止弁及びこれらを接続する配管とする。ただし、安全弁及び圧力リリーフ弁に接続した放出管を除く。
2. [略]

図1 [略]

59の10. 蓄圧器内の水素を安全に放出する方法 (圧縮水素スタンド)

[略]

蓄圧器が危険な状態となったときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための措置は、次の基準によるものとする。

1. 圧縮水素を放出するための弁を、蓄圧器に設けた過流防止弁と蓄圧器の間に設置することとし、その出口側は本基準14.の放出管に接続すること。
2. 圧縮水素を放出するための弁を手動弁とすること。  
ただし、緊急時に手動弁の操作をすみやかに行うことが困難と予想される場合には、手動弁に加え、当該蓄圧器に有効な遠隔操作弁、溶栓式安全弁又は計器室から操作可能な圧力リリーフ弁のいずれかを併設し、これらにより圧縮水素を放出できるようにすること。



○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第5号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<b>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606 保局第3号 令和元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和2年11月 4日 20210201 保局第1号 令和3年 2月22日 20210308 保局第2号 令和3年 3月29日 2023 保局第 号 令和5年 月 日	<b>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606 保局第3号 令和元年 6月14日 改正 20201102 保局第1号 令和2年11月 4日 20210201 保局第1号 令和3年 2月22日 20210308 保局第2号 令和3年 3月29日
別添 コンビナート等保安規則関係例示基準	別添 コンビナート等保安規則関係例示基準
<u>7の3. 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けることと同程度の効果が得られる安全弁及びその放出管（圧縮水素スタンド）</u>	[新設]
規則関係条項 第7条の3第2項第10号	
<u>蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けることと同程度の効果が得られる安全弁及びその放出管は、本基準「7. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置」及び「8. 安全弁、破裂板及び圧力リリーフ弁の放出管開口部の位置」の基準によるほか、次の各号の基準に適合するものとする。</u> <u>1. 安全装置は、バネ式安全弁（揚程式のものに限る。）であって、吹始め圧力が95MPa以下、吹止り圧力が80MPa以上、規定吹き出し量が次に掲げるいずれかの値であること。</u> <u>1.1 放出管の開口部と敷地境界の距離が8m以上である場合は、300kg/h以下。</u> <u>1.2 放出管の開口部と敷地境界の距離が6m以上8m未満である場合は、100kg/h以下。</u> <u>2. 放出管は、その開口部が鉛直上方に向けガスを放出するよう設けられていること。</u>	
19の2. ガスを自動的に閉止する遮断措置（圧縮水素スタンド） [略]	19の2. ガスを自動的に閉止する遮断措置（圧縮水素スタンド） [略]
圧縮水素スタンドの貯槽（蓄圧器を含む。）に取り付けた配管に講ずる遮断措置は、次に掲げる基準によるものとする（図参照のこと）。 1.・2. [略]	圧縮水素スタンドの貯槽（蓄圧器を含む。）に講ずる遮断措置は、次に掲げる基準によるものとする。 1.・2. [略]

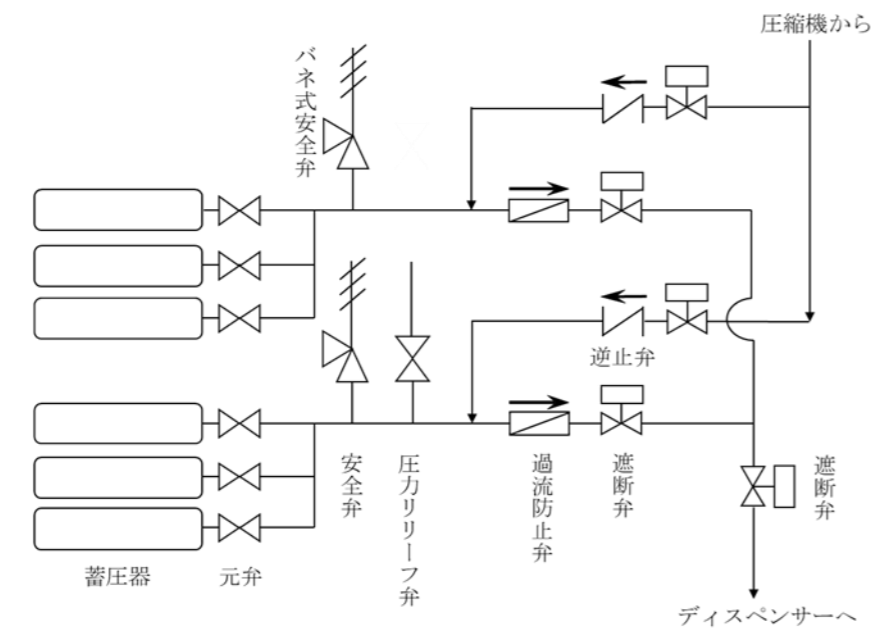
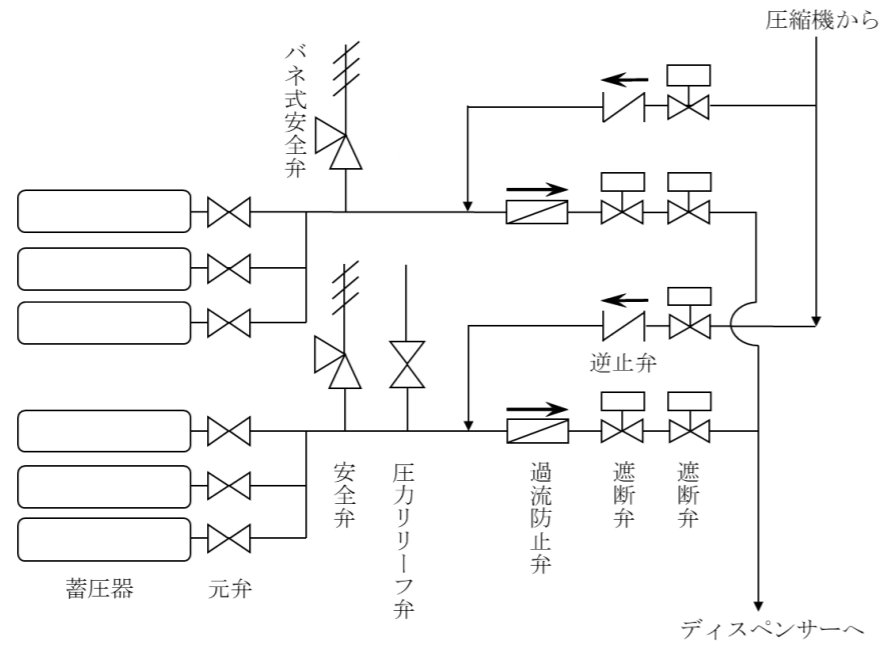


図 蓄圧器の場合の遮断措置（遮断弁）の例

57. 設備の点検・異常確認時の措置

[略]

1.・2. [略]

3. 第7条の3第2項の圧縮水素スタンドの使用開始時には、1.及び2.の点検に加え、次の基準による圧力保持試験により異常の有無を点検するものとする。

3.1 圧力保持試験を行う対象は、次の3区間とする。

(1) 蓄圧器及び圧縮水素供給用の充填容器等（以下「蓄圧器等」という。）から蓄圧器等に取り付けた配管に設けられた遮断弁（以下「蓄圧器等出口遮断弁」という。）まで（蓄圧器入口遮断弁の下流側を含む。）。

[新設]

57. 設備の点検・異常確認時の措置

[略]

1.・2. [略]

3. 第7条の3第2項の圧縮水素スタンドの使用開始時には、1.及び2.の点検に加え、次の基準による圧力保持試験により異常の有無を点検するものとする。

3.1 圧力保持試験を行う対象は、次の3区分とする。

(1) 蓄圧器及び圧縮水素供給用の容器等（以下「蓄圧器等」という。）から蓄圧器等の出口に設けられた遮断弁まで（蓄圧器入口遮断弁の下流側を含む。）。

- (2) 蓄圧器等出口遮断弁からディスペンサーに設けられた遮断弁まで。
  - (3) ディスペンサーに設けられた遮断弁から充填ホース先端のカップリングの弁まで。
- 3.2 圧力保持試験の手順は以下とする。
- (1) 蓄圧器入口遮断弁及びカップリングの弁は閉止したまま、蓄圧器等出口遮断弁及びディスペンサーに設けられた遮断弁を開け、蓄圧器等にある圧縮水素の圧力で全ての区間を満たす。
  - (2)・(3) [略]
  - (4) 上記3.1(1)の区間については、運転停止時に当該区間の遮断弁を閉止した時から運転開始時までの間の圧力変動の有無により判定する。
- 3.3 [略]
- 4.・5. [略]

## 62の2. 過充填防止のための措置（圧縮水素スタンド）

[略]

圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器（以下単に「燃料装置用容器」という。）に圧縮水素を充填するときの過充填防止のための措置は、次に掲げる基準によるものとする。

1. 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置用容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けること。あらかじめ定める圧力は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成26年10月10日一般財団法人石油エネルギー技術センター）、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)」（平成28年3月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2021)」（令和3年9月13日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2023)」（令和5年4月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従うこと。
2. ~5. [略]

## 66の4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置（圧縮水素スタンド）

[略]

圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときには、次の基準に従って行うものとする。

1. ディスペンサーに設けた圧力発信器により圧力上昇率を監視し、外気温度に応じた圧力上昇率で充填を行うよう自動的に制御することにより、流量を制限すること。また、充填途中に、圧力許容範囲を逸脱した場合（充填開始直後及びバンク切替に伴う一時的な圧力の変動によるものを除く。）に、自動的に充填を停止する装置を設けること。なお、圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成26年10月10日一般財団法人石油エネルギー技術センター）、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)」（平成28年3月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2021)」（令和3年9月13日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2023)」（令和5年4月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従いあらかじめ設定すること。
- 2.・3. [略]

## 66の5. 蓄圧器等とディスペンサーとの間の配管に設ける大量流出防止措置（圧縮水素スタンド）

[略]

- (2) 蓄圧器等の出口に設けられた遮断弁からディスペンサーに設けられた遮断弁までの配管。
  - (3) ディスペンサーに設けられた遮断弁から充填ホース先端のカップリングまで。
- 3.2 圧力保持試験の手順は以下とする。
- (1) カップリングの弁は閉止したまま、蓄圧器等の出口及びディスペンサーに設けられた遮断弁を開け、蓄圧器等にある圧縮水素の圧力で対象の3区間を満たす。
  - (2)・(3) [略]
  - (4) 蓄圧器等から蓄圧器等の出口に設けられた遮断弁までの区間については、運転停止時に当該区分の遮断弁を閉止した時から運転開始時までの間の圧力変動の有無により判定する。
- 3.3 [略]
- 4.・5. [略]

## 62の2. 過充填防止のための措置（圧縮水素スタンド）

[略]

圧縮水素を燃料として使用する車両に搭載された燃料装置用容器（以下単に「燃料装置用容器」という。）に圧縮水素を充填するときの過充填防止のための措置は、次に掲げる基準によるものとする。

1. 充填設備には、充填中の圧力を検知する装置を備え、当該圧力が、燃料装置用容器の最高充填圧力以下であって、外気温度と燃料装置用容器の初期圧力に応じてあらかじめ定めた圧力に達したときに、自動的に充填を停止する装置を設けること。あらかじめ定める圧力は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成26年10月10日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S0003(2016)」（平成28年3月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従うこと。
2. ~5. [略]

## 66の4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置（圧縮水素スタンド）

[略]

圧縮水素を燃料装置用容器に充填するときには、次の基準に従って行うものとする。

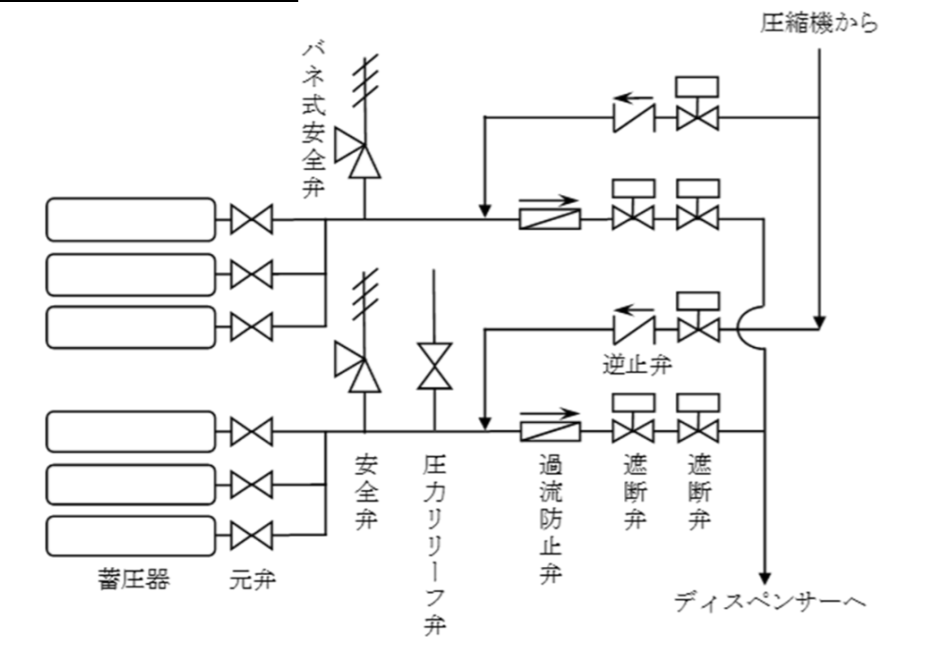
1. ディスペンサーに設けた圧力発信器により圧力上昇率を監視し、外気温度に応じた圧力上昇率で充填を行うよう自動的に制御することにより、流量を制限すること。また、充填途中に、圧力許容範囲を逸脱した場合（充填開始直後及びバンク切替に伴う一時的な圧力の変動によるものを除く。）に、自動的に充填を停止する装置を設けること。なお、圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」（平成26年10月10日一般財団法人石油エネルギー技術センター）又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)」（平成28年3月4日一般財団法人石油エネルギー技術センター）に従いあらかじめ設定すること。
- 2.・3. [略]

## 66の5. 蓄圧器出口等に設ける大量流出防止措置（圧縮水素スタンド）

[略]

蓄圧器又は圧縮水素供給用の充填容器等（以下「蓄圧器等」という。）とディスペンサーとの間の配管に設ける当該配管の破断により圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置（以下「大量流出防止措置」という。）は、次に掲げる基準によるものとする。

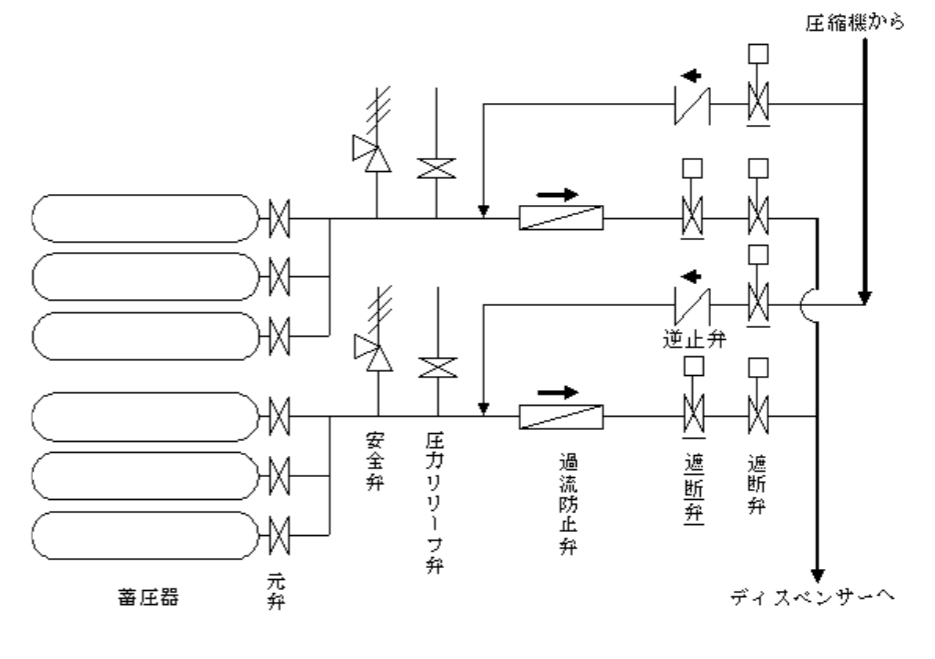
1. 大量流出防止措置は、過流防止弁又はオリフィスを設置すること。
2. 蓄圧器等とディスペンサーとの間の配管に設ける過流防止弁又はオリフィスの設置場所は、蓄圧器等の元弁以降のできる限り蓄圧器に近い位置とすること。ただし、大量流出防止措置が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこと。図1にその例を示す。
3. 過流防止弁は、次の基準に適合するものであること。
  - (1) [略]
  - (2) 蓄圧器等とディスペンサーとの間の配管に設ける過流防止弁は、その通過する圧縮水素の流量が下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する場合の流量の3倍に達したときに確実に作動するものであること。
4. 蓄圧器等とディスペンサーとの間の配管に設けるオリフィスは、その通過する圧縮水素の流量を60g/sec以下にするものであること。

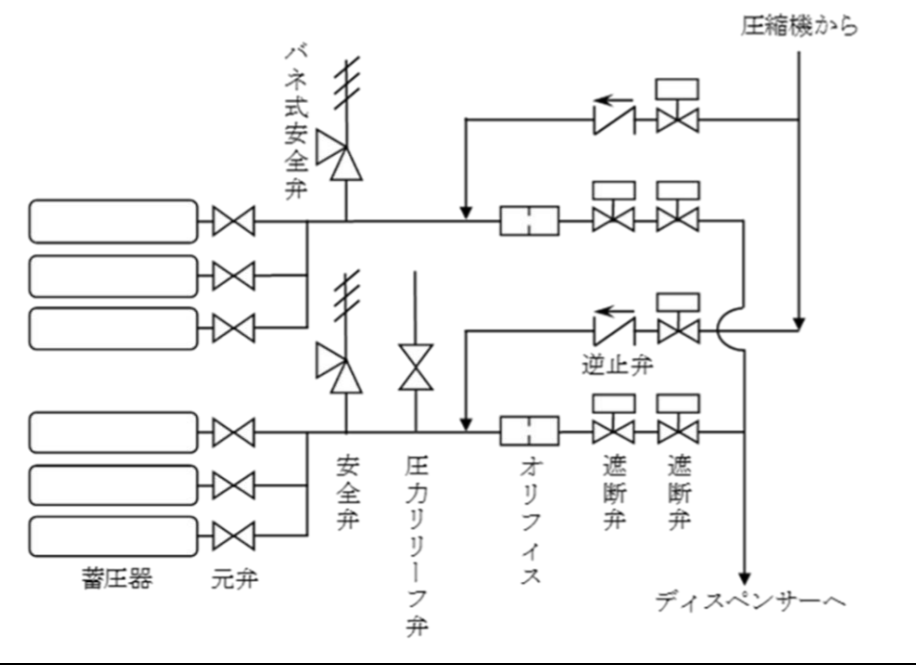
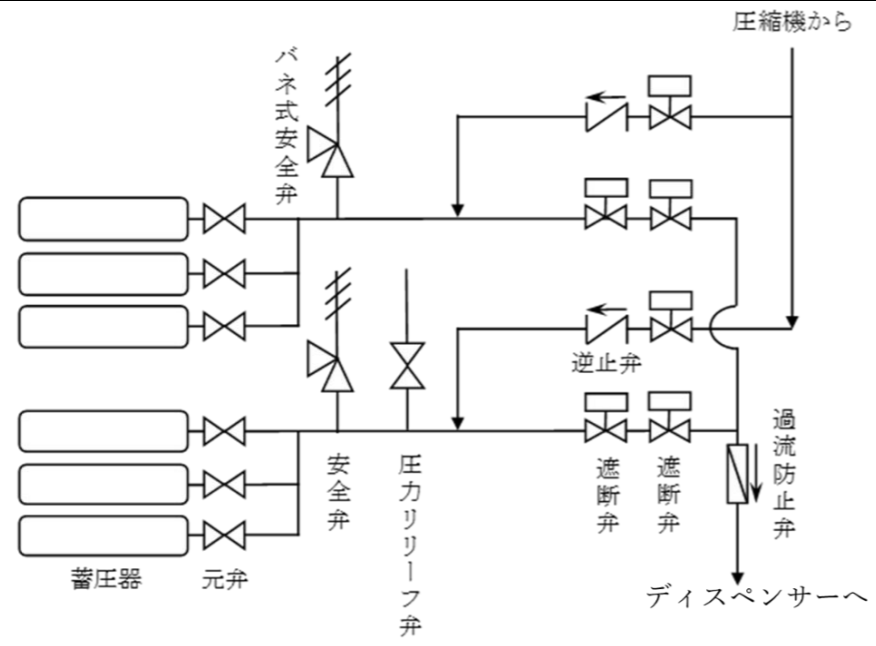


蓄圧器の出口又は充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管に設ける圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置（以下「大量流出防止措置」という。）は、次に掲げる基準によるものとする。

1. 大量流出防止措置は、過流防止弁を設置すること。
2. 蓄圧器の出口に設ける過流防止弁の設置場所は、できるだけ蓄圧器に近づけること。ただし、大量流出防止措置が作動した場合でも、安全装置の機能を損なわないこと。図1にその例を示す。
3. 過流防止弁は、次の基準に適合するものであること。
  - (1) [略]
  - (2) 蓄圧器の出口に設ける過流防止弁は、下流側の全てのディスペンサーを使って一斉に車両に固定した容器へ充填する場合の流量の3倍以上の流量で確実に作動すること。

[新設]





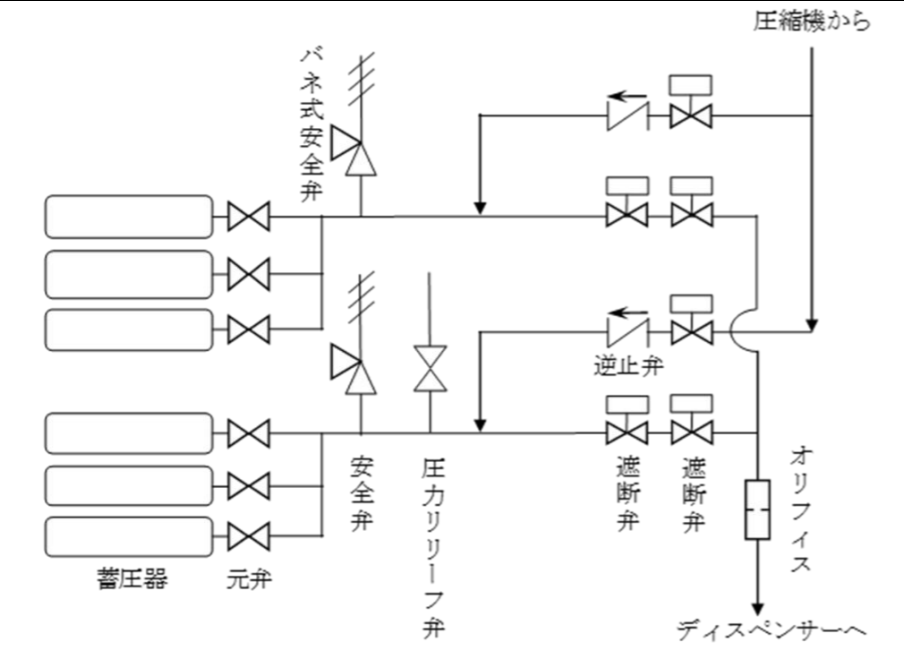


図1  
図2・3 [略]

66の6. 蓄圧器、圧縮水素の供給を遮断する装置等の同一フレーム内への設置措置  
(圧縮水素スタンド)

[略]

1. 圧縮水素の蓄圧器、蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等とは、蓄圧器、蓄圧器の元弁以降のできる限り蓄圧器に近い位置に設けられる安全弁、圧力リリーフ弁、圧力計、過流防止弁、オリフィス、遮断弁、逆止弁及びこれらを取り付けられた部分の配管とする。ただし、安全弁及び圧力リリーフ弁に接続した放出管を除く。
2. [略]

図1 [略]

66の11. 蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出する方法 (圧縮水素スタンド)

[略]

蓄圧器が危険な状態となったときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための措置は、次の基準によるものとする。

1. 圧縮水素を放出するための弁を、蓄圧器とディスペンサーとの間の配管に設けた過流防止弁、オリフィス、遮断弁のうち、最も蓄圧器側に位置しているものと蓄圧器の間に設置することとし、その出口側は本基準8.の放出管に接続すること。
2. 圧縮水素を放出するための弁を手動弁とすること。  
ただし、緊急時に手動弁の操作をすみやかに行うことが困難と予想される場合には、当該手動弁に加え、当該蓄圧器に有効な遠隔操作弁、溶栓式安全弁又は計器室から操作可能な圧力リリーフ弁のいずれかを併設し、これらにより圧縮水素を放出できるようにすること。

図1  
図2・3 [略]

66の6. 蓄圧器及び圧縮水素の供給を遮断する装置等の同一フレーム内への設置措置  
(圧縮水素スタンド)

[略]

1. 圧縮水素の蓄圧器及び蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等とは、蓄圧器、蓄圧器出口から遮断弁までの間に設置される安全弁、圧力リリーフ弁、圧力計、過流防止弁、逆止弁及びこれらを接続する配管とする。ただし、安全弁及び圧力リリーフ弁に接続した放出管を除く。
2. [略]

図1 [略]

66の11. 蓄圧器内の水素を安全に放出する方法

[略]

蓄圧器が危険な状態となったときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための措置は、次の基準によるものとする。

1. 圧縮水素を放出するための弁を、蓄圧器に設けた過流防止弁と蓄圧器の間に設置することとし、その出口側は本基準8.の放出管に接続すること。
2. 圧縮水素を放出するための弁を手動弁とすること。  
ただし、緊急時に手動弁の操作をすみやかに行うことが困難と予想される場合には、上記手動弁に加え、当該蓄圧器に有効な遠隔操作弁、溶栓式安全弁又は計器室から操作可能な圧力リリーフ弁のいずれかを併設し、これらにより圧縮水素を放出できるようにすること。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>	<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>
制定 20200715 保局第1号 令和 2年 8月 6日	制定 20200715 保局第1号 令和 2年 8月 6日
改正 20201014 保局第1号 令和 2年10月30日	改正 20201014 保局第1号 令和 2年10月30日
20201022 保局第1号 令和 2年11月 9日	20201022 保局第1号 令和 2年11月 9日
20210201 保局第1号 令和 3年 2月22日	20210201 保局第1号 令和 3年 2月22日
20210224 保局第1号 令和 3年 3月 2日	20210224 保局第1号 令和 3年 3月 2日
20210308 保局第2号 令和 3年 3月29日	20210308 保局第2号 令和 3年 3月29日
20210324 保局第2号 令和 3年 3月30日	20210324 保局第2号 令和 3年 3月30日
20210407 保局第2号 令和 3年 4月23日	20210407 保局第3号 令和 3年 5月18日
20210407 保局第3号 令和 3年 5月18日	21211020 保局第1号 令和 3年10月20日
21211020 保局第1号 令和 3年10月20日	20220720 保局第2号 令和 4年 8月 1日
20220720 保局第2号 令和 4年 8月 1日	2023 保局第 号 令和 5年 月 日
2023 保局第 号 令和 5年 月 日	
<b>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</b>	<b>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</b>
<b>I. 高圧ガス保安法関係</b>	<b>I. 高圧ガス保安法関係</b>
第3条関係（適用除外）	第3条関係（適用除外）
（1）第1項第5号中「運行の用に供する自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車検査証が有効である自動車をいい、当該自動車の装置内の高圧ガスについて高圧ガス保安法の適用が除外されることから、当該装置に組み込まれる容器については道路運送車両法が適用され、高圧ガス保安法第41条から第56条の2の2まで及び第60条から第63条までの規定は適用されないこととなる。当該容器に係る高圧ガス保安法の適用除外は、高圧ガス保安法第41条の規定が適用されないため、その製造段階からであるが、「運行の用に供する自動車」の装置に組み込まれる容器でなくなった場合のため、高圧ガス保安法第49条の4の2及び第56条第5項を規定している。	（1）第1項第6号中「電気工作物」の適用範囲となる「液化ガス用貯槽」は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行に伴い、平成9年6月1日以降に施設されるものについては、燃料用以外の液化ガス用貯槽も対象に含めるものとし、同年6月1日現在で施設され、又は施設に着手されているものについては、「液化ガス燃料設備」に限られるものとする。
また、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則及び本内規中「〇〇を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」及び「燃料装置用容器」の燃料装置用容器は、高圧ガス保安法の適用を受ける「容器」だけでなく、道路運送車両法の適用を受ける「容器」も対象とするものであるので注意すること。例えば、圧縮水素スタンドは、圧縮水素を充填する燃料装置用容器がどちらの法律の適用を受けるものであったとしても、従前と同様に高圧ガス保安法の適用を受ける製造設備であることに変わりはない。	
なお、「燃料装置用容器」とは、高圧ガスを燃料として使用する車両に固定され、専ら走行の用に供するための燃料を貯蔵するものをいい、電源車のような専ら外部への給電の用に供する燃料を貯蔵するもので、その燃料の一部を走行の用に供する機構を持つものについては、具体的には道路運送車両法における判断によるところとなる。	
（2）[略]	（2）[略]
第5条関係（製造の許可等）	第5条関係（製造の許可等）
（1） [略]	（1） [略]
（2）第1項第1号及び第2項第1号中「高圧ガスの製造」は、以下に掲げる試験等は含まないこととする。	（2）第1項第1号及び第2項第1号中「高圧ガスの製造」は、以下に掲げる試験等は含まないこととする。
① [略]	① [略]
② 圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにおいて実施する水素の計量管理、品質管理及び充填性能確認（以下「検査充填」という。）。なお、検査充填において、容器保安規則第2条第13号の3で規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を用い、かつ、以下の（イ）から（ホ）の全てを満たす場合は、当該容器を「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」とみなすこととする。	② 圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにおいて実施する水素の計量管理、品質管理及び充填性能確認（以下「検査充填」という。）」

- (イ) 当該容器を検査充填以外に用いないこと。
- (ロ) 「圧縮水素を燃料として使用する車両」と同等以上の安全な環境で、当該容器を取り扱うこと。
- (ハ) 検査充填をする際は、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」への充填と比較して負荷のかかる充填を行わないこと。
- (ニ) 当該容器の保管及び移動の際は、適切に管理すること。
- (ホ) 当該容器及び附属品は、容器検査及び附属品検査（容器再検査及び附属品再検査を含む。）に合格しているとともに、検査充填をする際に、当該容器の刻印等に示された年月を経過していないことを確認すること。

③ 容器検査所が、容器再検査のために容器に高圧ガスを充填する行為（容器検査所が高圧ガスを容器に充填するための設備を備えていない場合であって、容器検査所の依頼に基づき、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は高圧ガス充填所において、容器再検査のために必要な高圧ガスを燃料装置用容器に充填する行為を含む。）（以下「再検査充填」という。）

なお、当該容器が燃料装置用容器であって、その刻印等に示された年月を経過しているものについて、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド又は圧縮水素スタンドにおいて再検査充填を行う場合、次のとおりとする。

- (イ) 再検査のために必要な高圧ガスとして、各スタンドから容器検査所まで車両が自走し、移動後、引き続き、その燃料装置用容器の漏えい試験を行うための検査圧力を保持するための量のみ充填すること。
- (ロ) 当該燃料装置用容器に係る容器再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者又は容器再検査に必要な圧力や再検査充填の手順などの知識及び経験を有すると認められる者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で充填すること。
- (ハ) 充填終了後、速やかに容器検査所へ移動させ、容器再検査を実施すること。

④ 道路運送車両法に基づく継続検査を行う事業所が、新規検査、継続検査、構造等変更検査、予備検査、臨時検査のために容器に高圧ガスを充填する行為（上記③と同様に実施すること。）

（注）上記③及び④のとおり、高圧ガスを充填するために有効な期限を経過した燃料装置用容器に係る高圧ガスの充填は容器再検査のための特例とするところであって、公道を走行している自動車ということで、道路運送車両法に基づく臨時運行許可又は回送運行許可のものの燃料装置用容器に通常の充填を行うことのないよう注意すること。

(3) 道路運送車両法第41条第1号の原動機又は第6号の燃料装置において、専ら走行の用に供されることを目的として行われる加圧、圧縮、減圧又は気化（走行のための整備を目的として行われる常用の圧力以下の圧力での加圧、圧縮、減圧又は気化にあつては、これを含む。）については、第1項第1号の「高圧ガスの製造」には該当しないものとする。

(4) ~ (11) [略]

#### 第16条関係（貯蔵所）

- (1) [略]
- (2) 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器（当該高圧ガスが液化石油ガスの場合にあつては、容器）内の高圧ガス及び一つの容器内の高圧ガス（容積が0.15m<sup>3</sup>以下のものに限る。）の貯蔵量については、他の高圧ガスの貯蔵量と合算しないこととする。また、当該容器内の高圧ガスについては、本条を適用しないこととする。

#### 第17条の2関係

- (1) 貯蔵所の貯蔵量の算出及び高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器（当該高圧ガスが液化石油ガスの場合にあつては、容器）の取扱いは、第16条と同様とする。
- (2) [略]

#### 第24条の2関係（消費）

- (1) 高圧ガスの「消費」とは、高圧ガスを燃焼、飯能、要回答により廃棄以外の一定の目的のために

③ 容器検査所が、容器再検査のために容器に高圧ガスを充填する行為（容器検査所が高圧ガスを容器に充填するための設備を備えていない場合であって、容器検査所の依頼に基づき、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は高圧ガス充填所において、容器再検査のために必要な高圧ガスを容器に充填する行為を含む。）（以下「再検査充填」という。）

[新設]

(3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1号の原動機又は第6号の燃料装置において、専ら走行の用に供されることのみを目的として行われる加圧又は圧縮（走行の用に供するための整備を行う際に、常用の圧力以下の圧力で加圧又は圧縮することを含む。）については、第1項第1号の「高圧ガスの製造」には該当しないものとする。

(4) ~ (11) [略]

#### 第16条関係（貯蔵所）

- (1) [略]
- (2) 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び一つの容器内のガスの容積が0.15m<sup>3</sup>以下の場合については、当該容器内の高圧ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。また、当該容器内の高圧ガスについては、本条を適用しないこととする。

#### 第17条の2関係

- (1) 貯蔵所の貯蔵量の算出及び高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器の取扱いは、第16条と同様とする。
- (2) [略]

#### 第24条の2関係（消費）

- 高圧ガスの「消費」とは、高圧ガスを燃焼、反応、溶解等により廃棄以外の一定の目的のために減圧弁等



減圧弁など単体気器である減圧設備のみにより瞬時に高圧ガスから高圧ガスでない状態へ移行させること及びこれに引き続き生じた高圧ガスではないガスを使用することをいう。

なお、消費の前段階において消費を効果的に行うため、加圧蒸発器出口圧力が1MPa以上となる気化器等を社会通念上の消費設備に組み入れて使用する場合が多いが、これ等のように消費の前段階において高圧ガスを処理する部分は、高圧ガスの「製造」としての規制を受けることとなるので、この点、特に留意されたい。

(2) 圧縮水素を燃料とする車両の製造又は輸入した者が、その製造又は輸入した車両の走行の用に供する燃料電池設備による外部への給電について性能検査をするために、当該車両に固定した燃料装置用容器内の圧縮水素を燃料とする試運転は、高圧ガスの「消費」に含まないものとする。

#### 第46条関係（表示）

第1号中「刻印等がされたとき」には、法第49条の4の2の規定に基づき、容器が高圧ガス保安法の適用を受けることとなり、道路運送車両法上の表示が高圧ガス保安法上の刻印と見なされたときも含まれる。

#### 第48条関係（充てん）

(1) 道路運送車両法の適用を受ける燃料装置用容器への充填においては、自動車検査証が有効である自動車として公道を走行しているものが前提であり、臨時運行許可等を受けていない自動車検査証が有効でない自動車による公道の走行自体が道路運送車両法等の違反として罰則を受けることになることに鑑み、充填時に、充填可能期限及び容器再検査期限について、逐一その自動車検査証を確認することまでは要しないこととする。なお、これは自動車検査証が有効でない自動車に充填すること又は充填されることを許容するものではない。

(2) 一般高圧ガス保安規則第7条の4の基準に適合する圧縮水素スタンドにおいて、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器へ圧縮水素の充填を行う際に、当該燃料装置用容器が第1項第5号に該当するものであることを事業者が確認する場合には、同規則第7条の4第3項第1号で準用する同規則第6条第2項第2号又はルに基づき行う確認と同様の方法により行うものとする。ただし、当該燃料装置用容器が道路運送車両法の適用を受けているものである場合にあっては、この限りでない。((2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第7条の4関係参照)

#### 第49条の4の2関係（自動車の装置内の容器等であったものの取扱い）

本文中「自動車の装置に組み込まれるものでなくなつた場合」とは、自動車の装置から取り外され、又は自動車自体が道路運送車両法の適用を受けないものになるなどし、道路運送車両法の適用を受けるものではなくなつた場合をいう。

なお、修理のために一時的に取り外したもので中古自動車販売している間に自動車検査証が有効でなくなつたものについて、ただちに高圧ガス保安法を適用するものではなく、個々の事案の状況を踏まえて判断する必要があることに留意すること。

#### 第56条関係（くず化その他の処分）

(1) くず化その他の処分とは、例えば、容器を二つに切断する等、その後加工しても一度くず化された容器であることが容易に確認できるような処置を施すことをいい、単に容器に小さな穴をあける等その穴を埋めた場合、一度くず化された容器であることが容易に確認できず、再び容器として使用されるおそれのあるような処置を施すことは含まれない。

液化石油ガスの容器のくず化方法については、刻印の個所及び容器の底部に直径5mm以上の穴をそれぞれ3箇所ずつドリル等であけ、又は機械的方法で相対する胴部が接する程度に押しつぶす方法でも差し支えない。

可燃性ガスの容器をくず化するときは、内部の可燃性ガスを完全に水等で放出してから実施することが望ましい。

(2) 第5項中「自動車の装置内の容器あつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたものうち第49条の4の2に規定する表示がされていないもの」とは、第49条の4の2各号に掲げる検査に相当する道路運送車両法上の検査に合格しなかつたものをいう。

単体機器である減圧設備のみにより瞬時に高圧ガスから高圧ガスでない状態へ移行させること及びこれに引き続き生じた高圧ガスではないガスを使用することをいう。

なお、消費の前段階において消費を効果的に行うため、加圧蒸発器出口圧力が1MPa以上となる気化器等を社会通念上の消費設備に組み入れて使用する場合が多いが、これ等のように消費の前段階において高圧ガスを処理する部分は、高圧ガスの「製造」としての規制を受けることとなるので、この点、特に留意されたい。

[新設]

[新設]

#### 第48条関係（充てん）

[新設]

一般高圧ガス保安規則第7条の4の基準に適合する圧縮水素スタンドにおいて、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器へ当該圧縮水素の充填を行う際に、当該容器が第1項第5号に該当するものであることを事業者が確認する場合には、同規則第7条の4第3項第1号で準用する同規則第6条第2項第2号又はルに基づき行う確認と同様の方法により行うものとする。((2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第7条の4関係参照)

[新設]

#### 第56条関係（くず化その他の処分）

くず化その他の処分とは、例えば、容器を二つに切断する等、その後加工しても一度くず化された容器であることが容易に確認できるような処置を施すことをいい、単に容器に小さな穴をあける等その穴を埋めた場合、一度くず化された容器であることが容易に確認できず、再び容器として使用されるおそれのあるような処置を施すことは含まれない。

液化石油ガスの容器のくず化方法については、刻印の個所及び容器の底部に直径5mm以上の穴をそれぞれ3箇所ずつドリル等であけ、又は機械的方法で相対する胴部が接する程度に押しつぶす方法でも差し支えない。

可燃性ガスの容器をくず化するときは、内部の可燃性ガスを完全に水等で放出してから実施することが望ましい。

[新設]

## II. 政令関係

### 第2条関係（適用除外）

(1) 第4項中「発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動遮断器であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するもの」とは、次のものとする。

(イ) 原動力設備（火力発電所に設置したもの）又は燃料電池設備に属する液化ガス設備に設けられた処理装置及びその付属設備（貯槽を含む。）。ただし、ばい煙処理設備に付属する液化ガス設備については、平成9年6月1日以降施設に着手したものに限るものとするが、その場合であっても既設の一部改造等（部分的な改造、部品等の交換、既設設備と系統上接続され一体として取り扱うべき増設）については、引き続き高圧ガス保安法の対象とするものとする。

(ロ)～(リ) [略]

(2) 第5項第1号中「圧縮装置」とは、圧縮機、空気タンク（設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものに限る。）、配管、油分離器等（位置は任意）から構成されるもの又は空気タンク等を有しない圧縮機をいい、次図の例に示す(イ)、(ロ)又は(ハ)の範囲内の装置とする。また、この圧縮装置には、圧縮機と同様の圧縮機構（往復動や遠心式等）で空気を圧縮すると同時に圧縮装置内で加工・成形する機器類を含むものとする。

[図略]

(3) 第5項第2号の不活性ガス圧縮装置内の5MPa以下の不活性ガスの適用除外についても(2)の空気圧縮装置と同様の扱いとすることとする。なお、不活性ガスの供給源が高圧ガスである場合には、当該部分は法の適用を受けるので念のため。

(4) 第5項第1号で圧縮装置（空気分離装置内に用いられているものを除く。）内の5MPa以下の空気が適用除外とされ、同項第2号で圧縮装置内の5MPa以下の不活性ガスが適用されることから、空気と不活性ガスの混合ガスについても第2号の経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内の5MPa以下のものであれば適用除外とする。

(5) 第5項第3号中「3トン未満の冷凍設備内における高圧ガス」及び第4号中「3トン以上5トン未満の冷凍設備内の高圧ガス」は冷凍の客体が高圧ガスに関係があるか否かを問わず法の適用が除外される。

(6) 第5項第6号中「オートクレーブ」とは、いわゆる「バッチ式反応釜」をいい、例えば下図のように常時配管により他の設備と結ばれている釜は含まれない。

[図略]

(7) 第5項第8号中「圧力0.8メガパスカル」とは、液化ガスの蒸気圧をいい、液化フルオロカーボン12及び液化フルオロカーボン134aはこの条件に適合する。ただし、エアゾール（二重構造容器に充填されたものであって、噴射剤が単一の液化ガスであるものを除く。）のように、缶の内容物が混合物であって、蒸気圧の物性値が不明の場合には、温度35℃における缶の内圧をもって、液化ガスの蒸気圧とみなすこととする。

### (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

#### 第2条関係

##### 第1項第7号中貯槽について

(1) 法では高圧ガスが充填されているものを全て容器として表現している（例えば、法第5条、法第41条）が、運用において不明確な面があったので本規則では貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条の「容器」には規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとしたものである。ただし、天然ガス及び圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した「燃料装置用容器」については、I. 高圧ガス保安法関係第3条関係（適用除外）(1)のとおりであるほか、それらに充填するための製造施設として、例えば第6条の技術上の基準に適合したものを設置することはこれまでと同様に可能

## II. 政令関係

### 第2条関係（適用除外）

(1) 第2項中「発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断機であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するもの」とは、次のものとする。

(イ) 火力発電所の原動力設備に属する液化ガス設備に設けられた処理装置及びその付属設備（貯槽を含む。）。ただし、ばい煙処理設備に付属する液化ガス設備については、平成9年6月1日以降施設に着手したものに限るものとするが、その場合であっても既設の一部改造等（部分的な改造、部品等の交換、既設設備と系統上接続され一体として取り扱うべき増設）については、引き続き高圧ガス保安法の対象とするものとする。

(ロ)～(リ) [略]

(2) 第3項第1号中「圧縮装置」とは、圧縮機、空気タンク（設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものに限る。）、配管、油分離器等（位置は任意）から構成されるもの又は空気タンク等を有しない圧縮機をいい、次図の例に示す(イ)、(ロ)又は(ハ)の範囲内の装置とする。また、この圧縮装置には、圧縮機と同様の圧縮機構（往復動や遠心式等）で空気を圧縮すると同時に圧縮装置内で加工・成形する機器類を含むものとする。

[図略]

(3) 第3項第2号の不活性ガス圧縮装置内の5MPa以下の不活性ガスの適用除外についても(2)の空気圧縮装置と同様の扱いとすることとする。なお、不活性ガスの供給源が高圧ガスである場合には、当該部分は法の適用を受けるので念のため。

(4) 第3項第1号で圧縮装置（空気分離装置内に用いられているものを除く。）内の5MPa以下の空気が適用除外とされ、同項第2号で圧縮装置内の5MPa以下の不活性ガスが適用されることから、空気と不活性ガスの混合ガスについても第2号の経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内の5MPa以下のものであれば適用除外とする。

(5) 第3項第3号中「3トン未満の冷凍設備内における高圧ガス」及び第3号の2中「3トン以上5トン未満の冷凍設備内の高圧ガス」は冷凍の客体が高圧ガスに関係があるか否かを問わず法の適用が除外される。

(6) 第3項第6号中「オートクレーブ」とは、いわゆる「バッチ式反応釜」をいい、例えば下図のように常時配管により他の設備と結ばれている釜は含まれない。

[図略]

(7) 第3項第8号中「圧力0.8メガパスカル」とは、液化ガスの蒸気圧をいい、液化フルオロカーボン12及び液化フルオロカーボン134aはこの条件に適合する。ただし、エアゾール（二重構造容器に充填されたものであって、噴射剤が単一の液化ガスであるものを除く。）のように、缶の内容物が混合物であって、蒸気圧の物性値が不明の場合には、温度35℃における缶の内圧をもって、液化ガスの蒸気圧とみなすこととする。

### (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

#### 第2条関係

##### 第1項第7号中貯槽について

(1) 法では高圧ガスが充填されているものを全て容器として表現している（例えば、法第5条、法第41条）が、運用において不明確な面があったので本規則では貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条の「容器」には規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとした。

であって、同条中「容器」に道路運送車両法の適用を受ける「燃料装置用容器」が含まれないとして同条を適用できないとはならないので念のため。

(2)・(3) [略]

第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて

(1) 「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器のみに充填する製造設備を有する充填所をいう。ただし、災害その他の非常時に、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第1条第2項第6号に規定する「移動式ガス発生設備」に充填することを妨げるものではない。

なお、第64条第2項第4号も同様である。

(2) [略]

[削る]

[削る]

[削る]

(2)・(3) [略]

第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて

(1) 「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料容器に限る。）のみに充填する製造設備を有する充填所をいう。ただし、災害その他の非常時に、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第1条第2項第6号に規定する「移動式ガス発生設備」に充填することを妨げるものではない。

なお、第64条第2項第4号も同様である。

(2) [略]

(3) 圧縮天然ガススタンドにおいて、以下①及び②の合計を容器（容器の刻印等に示された年月を経過した容器を含む。）に充填することは、当該容器の再検査充填に該当する。ただし、この場合の再検査充填は、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で実施すること。また、容器再検査における容器の漏えい試験を含む容器再検査は、再検査充填を行った車両を当該容器検査所に速やかに移動させた後、当該容器検査所において実施すること。

① 車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、圧縮天然ガススタンドから容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要な圧縮天然ガス

② ①の容器検査所への移動後、引き続き、当該車両に固定した燃料装置用容器の漏えい試験を行うための検査圧力を保持するために必要な圧縮天然ガス

第1項第24号中「液化天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」について

液化天然ガススタンドにおいて、以下①及び②の合計を容器（容器の刻印等に示された年月を経過した容器を含む。）に充填することは、当該容器の再検査充填に該当する。ただし、この場合の再検査充填は、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で実施すること。また、容器再検査における容器の漏えい試験を含む容器再検査は、再検査充填を行った当該車両を当該容器検査所に速やかに移動させた後、当該容器検査所において実施すること。

① 車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、液化天然ガススタンドから容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要な液化天然ガス

② ①の容器検査所への移動後、引き続き、当該車両に固定した燃料装置用容器の漏えい試験を行うために必要な液化天然ガス

第1項第25号及び第26号中「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」について

(1) 検査充填において、容器保安規則第2条第13号の3で規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を用い、かつ、以下の①から⑤の全てを満たす場合は、当該容器を「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」とみなすこととする。

① 当該容器を検査充填以外に用いないこと。

② 「圧縮水素を燃料として使用する車両」と同等以上の安全な環境で、当該容器を取り扱うこと。

③ 検査充填をする際は、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」への充填と比較して負荷のかかる充填を行わないこと。

④ 当該容器の保管及び移動の際は、適切に管理すること。

⑤ 当該容器及び附属品は、容器検査及び附属品検査（容器再検査及び附属品再検査を含む。）に合格しているとともに、検査充填をする際に、当該容器の刻印等に示された年月を経過していないことを確認すること。

(2) 圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンド（以下「圧縮水素スタンド等」という。）において、以下①及び②の合計を容器（容器の刻印等に示された年月を経過した容器を含む。）に充填することは、当該容器の再検査充填に該当する。ただし、この場合の再検査充填は、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で実施すること。また、容器再検査における容器の漏えい試験を含む容器再検査は、再検査充填を行った車両を当該容器検査所に速やかに移動させた

第7条の4関係

(1) 圧縮水素スタンドにおいて圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器へ圧縮水素の充填を行う際に、当該燃料装置用容器が第3項第1号で準用する第6条第2項第2号又はル中「15年を経過したもの」等であるか否かを事業者が確認する場合には、当該事業所の従業員が直接目視により確認する方法又はこれと同等程度の適切な方法（例えば、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（容器則細目告示）の様式で定められた車載容器総括証票に記載された情報を記録した記録媒体と販売時点情報管理（POS）システムの連動により行う相互の情報の照合と、これを補完するための監視による確認を組み合わせた方法等）により、事業者の責任において当該基準を確実に遵守するための措置を講じてすること。ただし、当該燃料装置用容器が道路運送車両法の適用を受けているものである場合にあっては、この限りでない。

(2)・(3) [略]

第8条関係

(1)～(3) [略]

(4) 第2項第1項において、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場所等を除き、高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器への充填は行ってはならない旨規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出ることとする。

(5)・(6) [略]

第8条の2関係

(1) [略]

(2) 第2項第2号へにおいて、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場所等を除き、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器への充填は行ってはならない旨規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。

また、移動式圧縮水素スタンドの使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事（当該移動先の所在地が指定都市の区域内にある場合であって、当該移動先に係る事務が高圧ガス保安法施行令第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該移動先の所在地を管轄する指定都市の長）に対して行うこと。

第33条関係

(1)～(3) [略]

(4) 第1号及び第3号中「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）」に定める「1. 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」について」と同様とする。

(5) [略]

後、当該容器検査所において実施すること。

- ① 車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、圧縮水素スタンド等から容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要な圧縮水素
- ② ①の容器検査所への移動後、引き続き、当該車両に固定した燃料装置用容器の漏えい試験を行うための検査圧力を保持するために必要な圧縮水素

第7条の4関係

(1) 圧縮水素スタンドにおいて圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器へ当該圧縮水素の充填を行う際に、当該容器が第3項第1号で準用する第6条第2項第2号又はル中「15年を経過したもの」等であるか否かを事業者が確認する場合には、当該事業所の従業員が直接目視により確認する方法又はこれと同等程度の適切な方法（例えば、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（容器則細目告示）の様式で定められた車載容器総括証票に記載された情報を記録した記録媒体と販売時点情報管理（POS）システムの連動により行う相互の情報の照合と、これを補完するための監視による確認を組み合わせた方法等）により、事業者の責任において当該基準を確実に遵守するための措置を講じてすること。

(2)・(3) [略]

第8条関係

(1)～(3) [略]

(4) 第2項第1項において、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場所等を除き、車両に固定した容器への充填は行ってはならないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出ることとする。

(5)・(6) [略]

第8条の2関係

(1) [略]

(2) 第2項第2号へにおいて、あらかじめ都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場所等を除き、車両に固定した容器への充填は行ってはならないと規定されている。一方、「移動式製造設備の使用の本拠」は、第3条関係に記載のとおり、車庫などをいい、充填を行うための技術上の基準を満たさない場合があることから、「移動式製造設備の使用の本拠」で充填を行う際は、充填を行うための技術上の基準に適合していることを確認した上で、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。

また、移動式圧縮水素スタンドの使用の本拠の所在地以外の場所（以下本項において「移動先」という。）で、当該製造設備により高圧ガスを貯蔵する場合も、貯蔵に係る規制が適用される。これを踏まえ、移動先が第一種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る許可申請を、移動先が第二種貯蔵所に該当する場合には貯蔵に係る届出を、当該移動先を管轄する都道府県知事（当該移動先の所在地が指定都市の区域内にある場合であって、当該移動先に係る事務が高圧ガス保安法施行令第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該移動先の所在地を管轄する指定都市の長）に対して行うこと。

第33条関係

(1)～(3) [略]

[新設]

(4) [略]

第 49 条関係

- (1) 第 2 項柱書き中「高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合」とは、当該車両の走行に伴い、当該燃料装置用容器内の高圧ガスが移動することをいう。
- (2) 第 2 項第 1 号及び第 2 号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。

第 50 条関係

- (1) 本条中「充填容器等」には、道路運送車両法の適用を受ける「燃料装置用容器」は含まれないが、高圧ガス保安法の適用を受ける「燃料装置用容器」も同様であり、本条において、燃料装置用容器内の高圧ガスの移動について適用する規定は、第 3 号及び第 4 号である。そのため、例えば、高圧ガスを燃料として使用する車両とガソリン自動車について、それらを同一の運搬車両に積載して輸送する場合に、高圧ガスと危険物とを混載しての高圧ガスの移動とはならないので念のため。
- (2) 第 3 号及び第 4 号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。なお、これらの号は、高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器内の高圧ガスについて、当該車両が他の車両に積載又は牽引され、当該他の車両の走行に伴い、移動する場合のものとする。
- (3) [略]
- (4) 第 11 号については、アルシン又はセレン化水素を移動するに当たり、第 8 号に規定する防災資材の携行に加えて講じなければならない措置を定めたものである。  
なお、本号でいう「除害の措置」とは、47 リットル容器で 5 本相当以上を積載する場合にあっては、除害装置又は漏えいした容器を収納するための容器収納筒、ガス検知器（ガス検知管を含む。）等の積載及び特別な緊急時対応措置を講ずることをいい、47 リットル容器で 5 本相当未満を積載する場合にあっては、ガス検知器（ガス検知管を含む。）を積載することをいう。

第 72 条関係

- (1) 第 1 項及び第 2 項において、販売主任者の選任が不要となる、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンド」及び「天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する天然ガス（以下この項において「車両用天然ガス」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンド」とは、以下の要件を満たすものをいう。
- ① 車両用圧縮水素又は車両用天然ガスの販売を行う圧縮水素スタンド、圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンドにおいて、その車両用圧縮水素又は車両用天然ガスに関する高圧ガスの製造を行う者が第一種製造者であること。
- ② 車両用圧縮水素又は車両用天然ガスに関する高圧ガスの製造を行う第一種製造者において、その車両用圧縮水素又は車両用天然ガスの販売の保安に関する業務の実施を第一種製造者が実施し、その監督を保安統括者又は一般高圧ガス保安規則第 64 条第 2 項第 5 号に規定する保安について監督する者（保安監督者）が行う体制が構築され、契約等に基づき担保されていること。  
なお、販売に関する保安上の責任は上記契約等が結ばれた場合においても、法第 20 条の 4 に基づく販売業者が最終的な責任を負うことには変わりがないので念のため。
- ③ [略]
- (2) [略]

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

[新設]

第 50 条関係

[新設]

- (1) 第 3 号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。

(2) [略]

第 11 号について

本号は、アルシン又はセレン化水素を移動するに当たり、第 8 号に規定する防災資材の携行に加えて講じなければならない措置を定めたものである。  
なお、本号でいう「除害の措置」とは、47 リットル容器で 5 本相当以上を積載する場合にあっては、除害装置又は漏えいした容器を収納するための容器収納筒、ガス検知器（ガス検知管を含む。）等の積載及び特別な緊急時対応措置を講ずることをいう。  
また、47 リットル容器で 5 本相当未満を積載する場合にあっては、ガス検知器（ガス検知管を含む。）を積載することをいう。

第 72 条関係

- (1) 第 1 項及び第 2 項において、販売主任者の選任が不要となる、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンド」とは、以下の要件を満たすものをいう。
- ① 車両用圧縮水素の販売を行う圧縮水素スタンドにおいて、車両用圧縮水素に関する高圧ガスの製造を行う者が第一種製造者であること。
- ② 車両用圧縮水素に関する高圧ガスの製造を行う第一種製造者において、車両用圧縮水素の販売の保安に関する業務の実施を第一種製造者が実施し、その監督を保安統括者又は一般高圧ガス保安規則第 64 条第 2 項第 5 号に規定する保安について監督する者（保安監督者）が行う体制が構築され、契約等に基づき担保されていること。  
なお、販売に関する保安上の責任は上記契約等が結ばれた場合においても、法第 20 条の 4 に基づく販売業者が最終的な責任を負うことには変わりがないので念のため。
- ③ [略]
- (2) [略]

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第34条関係

(1) [略]

(2) 第1号及び第3号中「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて(20180323保局第13号)」に定める「1. 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」について」と同様とする。

(3) [略]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第8号中貯槽について

(1) 法では高圧ガスが充填されるものを全て容器として表現している(例えば、法第5条、法第41条)が、運用において不明確な面があったので本規則では貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条等の「容器」には規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとしたものである。ただし、天然ガス及び圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した「燃料装置用容器」については、I. 高圧ガス保安法関係第3条関係(適用除外)(1)のとおりであるほか、それらに充填するための製造施設として、例えば第6条の技術上の基準に適合したものを設置することはこれまでと同様に可能であって、同条中「容器」に道路運送車両法の適用を受ける「燃料装置用容器」が含まれないとして同条を適用できないとはならないので念のため。

(2)・(3) [略]

第1項第14号及び第15号中特定液化石油ガススタンド及び圧縮天然ガススタンドについて

(1) [略]

(2) 「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器のみに充填する充填所をいう。ただし、災害その他の非常時に、ガス事業法施行規則第1条第2項第6号に規定する「移動式ガス発生設備」に充填することを妨げるものではない。  
なお、第24条第2項第2号も同様である。

[削る]

第17条関係

(1)・(2) [略]

(3) 第1号中「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて(20180323保局第13号)」に定める「1. 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」について」と同様とする。

(4) [略]

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第6条関係

第34条関係

(1) [略]

[新設]

(2) [略]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

第1項第8号中貯槽について

(1) 法では高圧ガスが充填されるものを全て容器として表現している(例えば、法第5条、法第41条)が、運用において不明確な面があったので本規則では貯槽及び容器という用語を用いることとし、法第5条等の「容器」には規則上の「貯槽」及び「容器」が、法第41条の「容器」には、規則上の「容器」のみが該当することとした。

(2)・(3) [略]

第1項第14号及び第15号中特定液化石油ガススタンド及び圧縮天然ガススタンドについて

(1) [略]

(2) 「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料用容器に限る。)のみに充填する充填所をいう。ただし、災害その他の非常時に、ガス事業法施行規則第1条第2項第6号に規定する「移動式ガス発生設備」に充填することを妨げるものではない。

なお、第24条第2項第2号も同様である。

第1項第15号の3中「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」について

検査充填において、容器保安規則第2条第13号の3で規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を用い、かつ、以下の①から⑤の全てを満たす場合は、当該容器を「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」とみなすこととする。

① 当該容器を検査充填以外に用いないこと。

② 「圧縮水素を燃料として使用する車両」と同等以上の安全な環境で、当該容器を取り扱うこと。

③ 検査充填をする際は、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」への充填と比較して負荷のかかる充填を行わないこと。

④ 当該容器の保管及び移動の際は、適切に管理すること。

⑤ 当該容器及び付属品は、容器検査及び付属品検査(容器再検査及び付属品再検査を含む。)に合格しているとともに、検査充填をする際に、当該容器の刻印等に示された年月を経過していないことを確認すること。

第17条関係

(1)・(2) [略]

[新設]

(3) [略]

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第6条関係

第3号中「経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認められた容器」とは、次のものをいう。

(1) 輸入する容器

① アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦又は日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器

② 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器

また、同号の「適当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な資料」前記各国の規格制定機関若しくは当該機関が認められた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料（刻印等を含む）又は日本国において容器検査を行う者がこれに準ずるものと認められた資料とする。ただし、耐圧試験に係る資料については、当該輸入容器の容器検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

(2) 国内で製造する容器

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づく容器検査に合格しているものであって、新規検査を受検していない容器

また、同号の「適当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な資料」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づく自動車の型式の指定を受けた者が自ら当該自動車の検査を実施し、構造、装置及び性能が車両法の保安基準に適合するかを検査した資料とする。

第16条関係

第3号中「経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認められた附属品」とは、次のものをいう。

(1) 輸入する附属品

① アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦又は日本国の附属品の規格に適合する附属品

② 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する附属品

また、同号の「適当と認められる材料の品質及び附属品の強度を示す図書その他の附属品検査に必要な資料」とは、前記各国の規格制定機関若しくは当該機関が認められた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料（刻印等を含む。）又は日本国において附属品検査を行う者がこれに準ずるものと認められた資料とする。ただし、気密試験に係る資料については、当該輸入附属品の附属品検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

(2) 国内で製造する附属品

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づく附属品検査に合格しているものであって、新規検査を受検していない容器

また、同号の「適当と認められる材料の品質及び附属品の強度を示す図書その他の附属品検査に必要な資料」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）に基づく自動車の型式の指定を受けた者が自ら当該自動車の検査を実施し、構造、装置及び性能が道路運送車両法の保安基準に適合するかを検査した資料とする。

第23条関係

特別充填許可申請にあたっては、当該容器が特別充填しても安全であることを確認するための資料（例えば、容器の来歴、強度計算書、腐食その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、気密試験成績書等）を提出することとし、耐圧試験を行う必要の時期については、原則として本規則第24条によるものとする。

都道府県知事、指定都市及び産業保安監督部長は、技術上の基準に関する審査業務にあたっては、必要に応じて申請書に添付された高圧ガス保安協会又はその他外部の調査機関による評価結果を活用することができる。

なお、特別充填許可は、高圧ガス保安法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格していない容器については、与えないものとする。

（平成9年通商産業省令第20号関係）

平成9年の容器保安規則の一部を改正する省令の経過措置において、一般継目なし容器とみなされた容

第3号中「経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認められた容器」とは、次のものをいう。

① アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦又は日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器

② 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器

また、同号の「適当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な資料」とは、前記各国の規格制定機関若しくは当該機関が認められた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料（刻印等を含む）又は日本国において容器検査を行う者がこれに準ずるものと認められた資料とする。ただし、耐圧試験に係る資料については、当該輸入容器の容器検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

[新設]

第16条関係

第3号中「経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認められた附属品」とは、次のものをいう。

① アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦又は日本国の附属品の規格に適合する附属品

② 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する附属品

また、同号の「適当と認められる材料の品質及び附属品の強度を示す図書その他の附属品検査に必要な資料」とは、前記各国の規格制定機関若しくは当該機関が認められた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料（刻印等を含む）又は日本国において附属品検査を行う者がこれに準ずるものと認められた資料とする。ただし、気密試験に係る資料については、当該輸入附属品の附属品検査申請日と当該資料に係る試験の外国等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

[新設]

第23条関係

特別充填許可申請にあたっては、当該容器が特別充填しても安全であることを確認するための資料（例えば、容器の来歴、強度計算書、腐食その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、気密試験成績書等）を提出することとし、耐圧試験を行う必要の時期については、原則として本規則第24条によるものとする。

なお、特別充填許可は、高圧ガス保安法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格していない容器については、与えないものとする。

（平成9年通商産業省令第20号関係）

[新設]

器又は圧縮天然ガス自動車用容器に装置されていないとみなされた附属品については、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）の施行後も、高圧法の容器再検査及び附属品再検査の対象となる。